

地方公共団体を経由して実施している指定統計調査の民間開放について

平成 20 年 4 月
総務省統計局

1 所管指定統計調査について

- 統計局所管指定統計調査（科学技術研究調査を除く。以下「地方経由調査」という。）については、調査実施（以下「実査」という。）に関わる業務を、法定受託事務として、地方公共団体を経由して実施。【資料 1】
- 民間開放に係る総務省計画等に基づき、地方経由調査について、地域単位の民間開放に取り組む。【資料 2】

2 民間開放の実施状況

(1) 平成 19 年就業構造基本調査及び同全国物価統計調査に係る民間開放の実施状況【資料 3】

- ① 平成 19 年就業構造基本調査（以下「就調」という。）及び同全国物価統計調査（以下「全物」という。）について、実査に関わる業務を民間開放することを可能とするため、統計法施行令改正等の環境整備を措置。

このうち、就調については、福井県越前市において、民間開放を実施。全物については、いずれの団体も実施の意向を表明するに至らなかった。なお、地方公共団体からは環境整備の早期化等の要望があった。

② 福井県越前市における就調の民間開放の実施状況

a) 実施概要

- i) 委託先：(株) サーベイリサーチセンター（総合評価一般競争入札方式）
- ii) 契約期間：平成 19 年 8 月 1 日～11 月 30 日
- iii) 対象業務：実査に関わる業務
- iv) 「質」の目標：有効調査票の全調査世帯からの回収、未記入・誤記入の防止
- v) その他：秘密の保護、調査関係書類の適正な取扱等を受託者に義務付け

b) 民間事業者の業務実施体制

- ・ 正社員 7 名（うち 1 名は市庁舎内に設置された調査実施本部に常駐）
- ・ 調査員 27 名（うち 10 人は越前市の登録調査員）

c) 市からの支援措置

- ・ 作業スペースの貸与、調査困難世帯への同行、世帯への広報等

d) 実施結果

- i) 回収率・記入状況（越前市と隣接し規模等が類似する鯖江市と比較検証）
- ・ 回収率

	調査区数	調査世帯数(a)	調査票回収世帯数(b)	回収率(b/a)
越前市	52	825	772	93.6%
鯖江市	40	610	570	93.4%

・記入状況

	市提出時 (受託事業者納品/指導員提出時)			県提出時		
	調査票総数 (a)	記入不備 調査票数 (b)	記入不備率 (b/a)	調査票総数 (a)	記入不備 調査票数 (b)	記入不備率 (b/a)
越前市	2,077	360	17.3%	2,073	333	16.1%
鯖江市	217	31	14.3%	1,507	182	12.1%

(注) 鯖江市の「市提出時」は、全体の中から抽出した一部調査区について検証したもの

ii) 受託事業者の所要経費

市直轄の場合 (委託費交付額) : 2,868,000 円
 落札価格 : 2,677,500 円
 差し引き : 190,500 円 (越前市における経費節減効果)
 (参考) 受託事業者が越前市に報告した実際に費消した経費 (概要)
 直接経費 5,000,000 円 + 社員人件費 4,156,000 円 = 9,156,000 円

iii) 業務負荷

- ・民間開放により市の職員の業務負荷は全体として軽減 (越前市の評価)
- ・軽減された主な業務は調査票の審査業務。逆に増えた業務は入札事務

iv) その他

越前市において民間開放の実施状況に関する報告書をとりとまとめ (別添参考資料)

(2) 平成 20 年住宅・土地統計調査及び個人企業経済調査に係る実施状況【資料 4】

- 平成 20 年住宅・土地統計調査 (以下「住調」という。)、個人企業経済調査 (以下「個人企業」という。) について、実査に関わる業務を民間開放することを可能とするため、統計法施行令改正等の環境整備を措置。
- 上記取組に当たっては、18 年度の経験を踏まえ、
 - ・地域ブロック別会議等の場において随時地方公共団体と意見交換。
 - ・民間事業者から両調査の民間開放に係る意見を聴取し、地方公共団体に情報を提供。
 - ・住調については、平成 19 年に実施した試験調査において実査に関わる業務を民間に委託した場合の回収率等について調査分析。
 - ・地方公共団体からの要請に対応するため、環境整備に係る措置を前年度より約 2 か月前倒しして実施するとともに、仕様書モデル例、委託費の取扱いの手引等の実務上必要な情報を適宜地方公共団体に提示。
- 19 年 11 月時点では両調査とも複数の地方公共団体が検討の意向を示したが、現時点で、いずれの団体も実施の意向を表明するに至っていない。

3 実施状況等を踏まえた今後の取組について

(1) 実施状況の分析、評価【資料5】

- 越前市における民間開放の実施結果は、こうした取組は、一定の条件が整えば、質の確保を図りつつ、実施自治体における業務負荷の軽減（効率化）に寄与し得ることを示唆している。
- 他方、越前市における受託事業者の所要経費や民間事業者の状況等から見て、同種の調査において、今後とも、調査の質を確保しつつ民間事業者による受託可能性を確実に見込むことができる状況にあるとは言い難い。
- また、前述のとおり、19年度においては、国において環境整備の早期化等の措置を講じた結果、住調及び個人企業においては、具体的な検討の意向を表明した地方公共団体は複数現れたものの、現時点で、いずれの団体も実施の意向を表明するに至っていない。
- 地方公共団体が実施を踏みとどまっている背景には、民間事業者の確保に不確かさが伴う一方、万一、入札において不落等が生じた場合の対応が容易ではなく、業務効率化の効果も実施に要する労力によって一部相殺されること等があると考えられる。

(2) 地方公共団体及び統計調査結果の利用者の意見

① 地方公共団体の意見【資料6】

民間開放の実施が統計調査の質の確保に及ぼす影響の懸念、業務上のメリットが測定しにくい等の意見が出されている。

② 統計調査結果の利用者の意見【資料7】

労働力調査、小売物価統計調査（CPI）及び家計調査については、官民それぞれにおいて、景気判断等の重要な指標となっているので、高い精度の確保や毎月のデータの欠落の回避等を求める声が多く見られた。

(3) 今後の民間開放の取組について

- 地方経由調査における実査に関わる業務の民間開放については、調査の質の確保、民間事業者による受託の可能性、地方公共団体における業務の効率化の観点から、これまでの実施状況や地方公共団体等の意見を踏まえ、柔軟な姿勢で取り組むこととしたい。その際、民間開放の在り方については、現在統計委員会においても検討されていることから、その動向も踏まえつつ対応することとしたい。
- 例えば、単身世帯やオートロックマンションの増加等の調査環境の変化により、調査方法の見直しや照会対応の在り方が検討の俎上に上がってきていることを踏まえ、このような動向に合わせた形で、調査の質を確保しつつ受託可能性が見込まれ、民間事業者の創意工夫による効率化が見込める業務の民間開放について検討する。

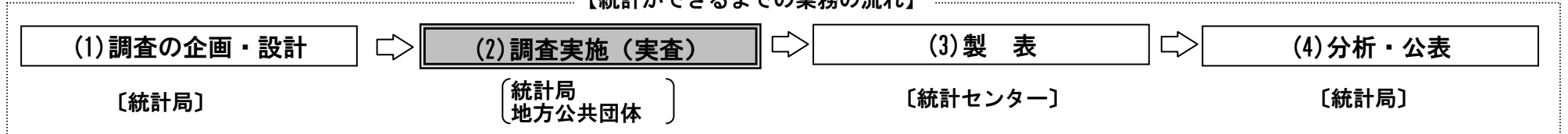
統計局所管の指定統計調査（地方公共団体を通じて実施しているもの）について

1 所管指定統計調査の特性

- 総務省統計局所管の指定統計調査の結果は、我が国の社会・経済の状況を把握する上での基礎資料として、幅広く活用されるものであり、質（正確性・信頼性）の確保が極めて重要。
- 質を確保するため、未記入や誤記入を防止するための調査対象への丁寧な説明（調査の趣旨や調査項目の意味等）や、多段階に渡るチェック等を実施。
- このような所管指定統計調査の調査実施（以下「実査」という。）に関わる業務は、科学技術研究調査を除き、すべて地方公共団体における法定受託事務として実施。
 - ※ 地方公共団体が法定受託事務として実査に係る業務を実施している調査を以下「地方経由調査」という。
 - ※※ 統計局所管の地方経由調査はすべて調査員調査である。
- これは、地域を熟知し調査対象となる国民や企業にとって身近な存在である地方公共団体を通じて実施することが、実査に係る業務の効率的かつ円滑な実施に寄与するとの考えによるもの。

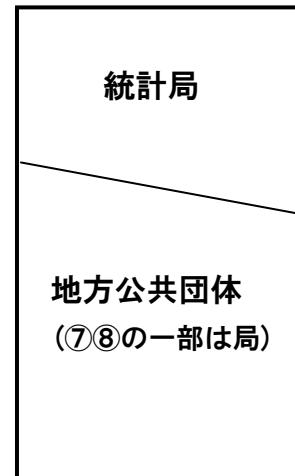
2 調査の業務内容

【統計ができるまでの業務の流れ】



【調査実施（実査）に係る業務の詳細】（地方公共団体に業務の一部を委託している統計調査：地方経由調査）

（実施主体）

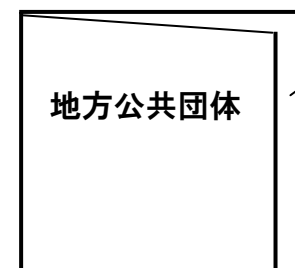


- | |
|-------------------------|
| ①調査区（調査地域）の選定 |
| ②調査関係書類・用品の作成・印刷・発送 |
| ③国・都道府県等との連絡調整 |
| ④調査の広報 |
| ⑤指導員・調査員の任命 |
| ⑥指導員・調査員説明会の開催 |
| ⑦調査区（調査地域）の確認、調査対象名簿の作成 |
| ⑧調査対象名簿からの調査対象選定 |
| ⑨調査対象への事前協力依頼 |

（調査準備段階の業務）

- | |
|-----------------------|
| ⑩調査対象からの照会対応 |
| ⑪調査票の記入依頼・配布、収集、記入指導等 |
| ⑫調査票等の検査 |
| ⑬調査対象への礼状等の配布 |
| ⑭調査票等の審査・提出 |

（調査実施段階の業務）



統計局

- ・照会対応の一部
- ・一部調査における国直轄部分

（※）上記（1）～（4）のうち、

- ・（1）（4）は指定統計調査への政府の責任を果たす上で民間委託は不適當
- ・（3）は統計センターの組織・業務の在り方等に係る議論の中で検討

⇒（2）の調査実施に係る業務が3か年計画等の閣議決定等における対象

〔左図の留意点〕

注1 都道府県経由／市区町村経由の差など、細部は捨象し、共通点に着目して整理。国調、全物、小売、個人企業では、⑧の業務はないことなど、調査によって細部が異なる点あり。

注2 国調の場合は、⑤も統計局（国）。なお、22年国調は詳細未定のため左図は17年国調を念頭に整理。

注3 調査員への個別指導・疑義対応等は、各業務に含まれるものと整理。

統計局所管 指定統計調査一覧

1. 人口・労働統計関係

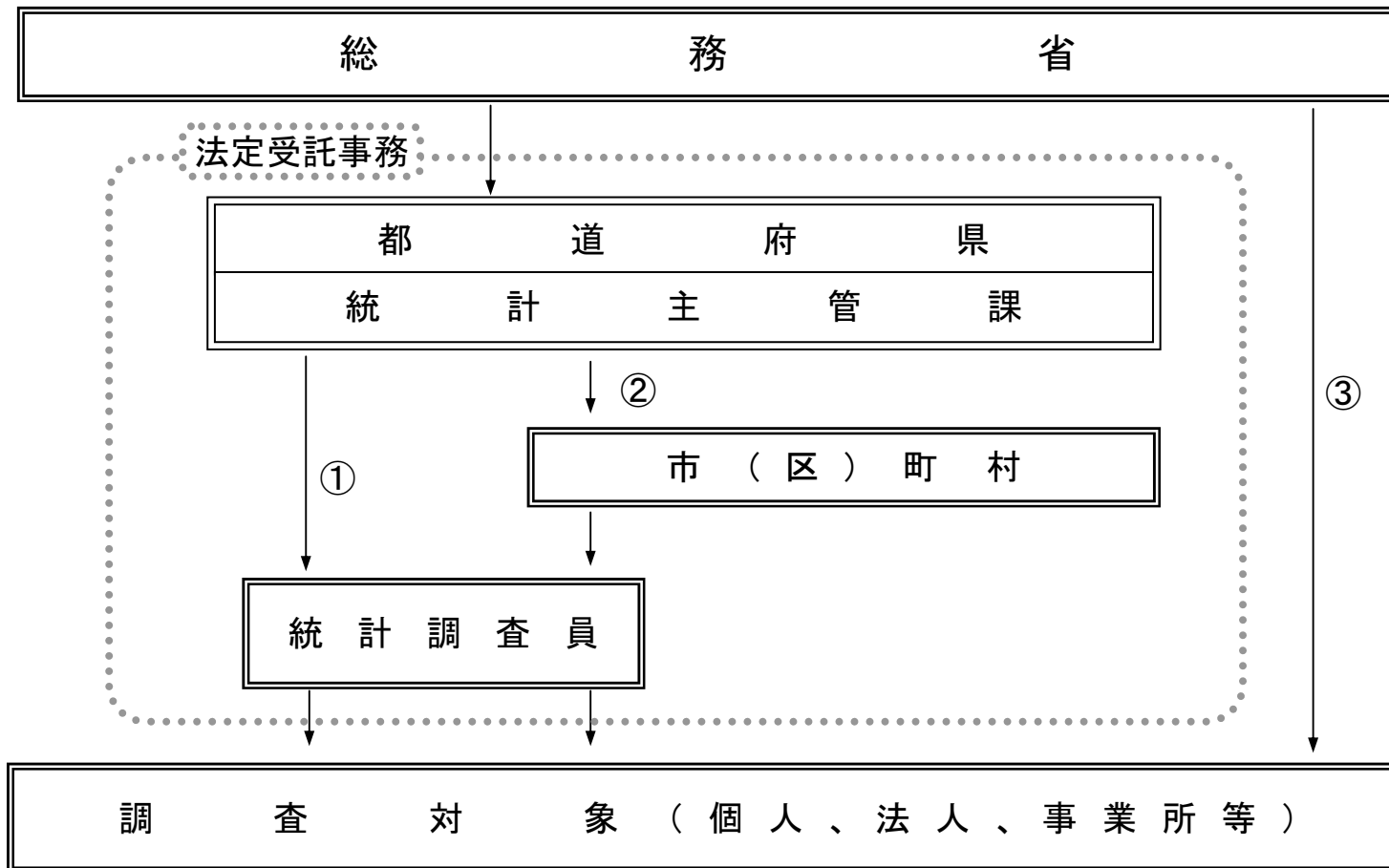
	名称	目的	調査対象数	調査員数	利用例	周期
人口	国勢調査	国内の人口・世帯の実態を調査し、国及び地方公共団体における各種行政施策のための基礎資料を得る。	全世界帯 (約5,000万世帯)	約90万人	衆議院議員選挙区の画定及び議員定数、地方交付税額を決定する際の算定根拠	5年 (直近、平成17年)
労働	労働力調査	国民の就業・不就業の状態を毎月調査し、失業率、就業者数などを把握する。	約4万世帯	約3000人	各種雇用政策の企画立案のための基礎資料	毎月
	就業構造基本調査	我が国の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。	約50万世帯	約4万人	労働需給調整などの検討に向けた基礎資料	5年 (平成19年10月)
	住宅・土地統計調査	国民の居住形態や、住宅・土地の保有状況等に関する実態を調査し、住宅・土地関連諸施策のための基礎資料等を得る。	約450万世帯	約10万人	住宅建設五箇年計画の関連施策の策定・評価資料	5年 (直近、平成15年)
	社会生活基本調査	国民の生活時間の配分や日常生活の様々な活動状況を調査し、国民の社会生活に関する基礎資料を得る。	約10万世帯	約8000人	男女共同参画社会に係る施策のための基礎資料	5年 (直近、平成18年)

2. 経済統計関係

	名称	目的	調査対象数	調査員数	利用例	周期
物価	小売物価統計調査	主要商品の小売価格、サービス料などを毎月調査し、消費者物価指数(CPI)を作成するなど物価に関する基礎資料を得る。	約3万店舗	約800人	消費者物価指数(CPI)の作成	毎月
	全国物価統計調査	商品の販売価格及びサービスの料金などを調査し、物価対策などに関する基礎資料を得る。	約20万店舗	約6000人	物価の地域間格差の要因分析のための基礎資料	5年 (平成19年11月)
個人消費	家計調査	国民生活における家計収支の実態を毎月調査し、経済及び社会問題等に関する施策のための基礎資料を得る。	約9000世帯	約700人	GDPの家計消費部門推計の基礎資料	毎月
	全国消費実態調査	家計の収支及び貯蓄、耐久消費財等の家計資産を総合的に調査し、国民生活の実態に関する基礎資料を得る。	約10万世帯	約8000人	GDPの推計、CPIの作成のための基礎資料	5年 (直近、平成16年)
企業活動	事業所・企業統計調査(※)	我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を調査し、各種統計・社会施策のための基礎資料を得るとともに、調査実施のための事業所・企業名簿を整備する。	全事業所 (約600万事業所)	約10万人	経済産業政策の立案のための基礎資料	5年(中間年に簡易調査を実施) (直近、平成18年)
	個人企業経済調査	個人企業の経営の実態を調査し、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料を得る。	約4000事業所	約200人	GDPの推計、中小企業振興のための基礎資料	毎四半期
	科学技術研究調査	我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興のための基礎資料を得る。	約2万事業所	(郵送調査)	科学技術振興政策等の施策立案のための基礎資料	毎年
	サービス業基本調査(※)	サービス業を営む事業所の経済活動及び業務の実態を調査し、全国及び地域別のサービス業に関する基礎資料を得る。	約50万事業所	約2万人	GDPの推計、産業連関表作成のための基礎資料	5年 (直近、平成16年)

(※) 平成21年以降は事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査は廃止し、経済センサス基礎調査(21年)及び経済センサス活動調査(23年)を実施

統計局所管指定統計調査の流れ図



※調査の流れ①に該当する調査: 社会生活基本調査、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、個人企業経済調査
調査の流れ②に該当する調査: 事業所・企業統計調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査、住宅・土地統計調査
全国消費実態調査、国勢調査、サービス業基本調査
調査の流れ③に該当する調査: 科学技術研究調査

地方経由調査の民間開放についての総務省計画等における取組方針等

1 基本的考え方

- 地方経由調査について、全国規模で一律に民間開放を実施するには、法定受託事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要
- その前提として、全国を通じ、調査を適切に遂行し得る民間事業者が安定的に存在することが必要
- しかし、現時点における民間事業者の状況は、上記前提を満たしているとはいえない（資料5参照。）



- 当面、現行の法定受託事務の仕組みを基本とした上で、地域単位の民間開放を推進
- 国においては、地方公共団体における民間開放の取組を可能とする環境整備を実施

2 公共サービス改革基本方針に掲げられた取組方針等

- 18年10月、1の考え方に沿って「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」策定
- 18年12月、以下の内容を含む公共サービス改革基本方針の改定を閣議決定

【公共サービス改革基本方針（抄）（18年12月22日改定を閣議決定）】

科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から（同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次）可能とするために必要な措置を講じる。

平成19年就業構造基本調査（就調）等に係る民間開放の実施状況

1 平成19年就業構造基本調査（就調）及び平成19年全国物価統計調査（全物）に係る取組経緯

- 両調査について、市区町村単位で実査に関わる業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正
- 事業者の資格要件、入札基準、契約内容等について、仕様書モデル例等を作成し、地方公共団体に提示
 - ⇒ 地方公共団体からの情報提供の求めに対応するため、
 - * 地域ブロック別会議等の場において地方公共団体に検討状況を説明し、意見交換
 - * 関心を示した地方公共団体を個別に往訪し、説明・意見交換
- 福井県において事務処理特例条例を制定
 - ⇒ 福井県と共同で、県下各市町と個別に意見交換
- 福井県越前市において就調の民間開放の方針決定（同市は19年全物の対象外）
 - ⇒ 統計局・福井県・越前市の三者で緊密な連絡を保ち、同市において入札・契約を実施
- 全物については、いずれの団体も実施の意向を表明するに至らず

2 実施の概要（福井県越前市における取組）

- ・委託先：(株)サーベイリサーチセンター（総合評価一般競争入札方式により選定）
- ・契約期間：19年8月1日～11月30日（調査期間：19年9月23日～10月15日）
- ・対象業務：調査の準備、調査票の配布・収集及び調査票等の検査・審査に係る事務
- ・「質」に関する目標：有効調査票（市に提出された調査票のうち所定の審査に合格したもの）の全調査世帯からの回収未記入・誤記入の防止

3 越前市における実施結果（同市から受領した実施結果報告は別添）

(1) 回収率・記入状況等 ※ 比較検証のため、越前市と隣接し規模等においても類似する鯖江市のデータも捕捉

① 回収率：福井県提出段階の調査票回収率は、両市ともほぼ同水準

	人口	世帯数	面積	調査区数	調査対象 世帯数(a)	調査票回収世 帯数(b)	回収率 (b/a)
越前市（民間開放）	87,742	27,916	230.75	52	825	772	93.6%
鯖江市（市が直接実施）	66,831	20,177	84.75	40	610	570	93.4%

② 記入状況 ※市による検収／審査の前後の調査票について、統計局で記入不備を検証（参考3-2、3-3）

：市提出時及び県提出時での記入不備率について、全体として両市間で特段の相違は見受けられない。

	市提出時（受託事業者納品/指導員提出時）			県提出時		
	調査票総数 (a)	記入不備 調査票数(b)	記入不備率 (b/a)	調査票総数 (c)	記入不備調査票 数(d)	記入不備率 (d/c)
越前市	2,077	360	17.3%	2,073	333	16.1%
鯖江市	217	31	14.3%	1,507	182	12.1%

(注1) 記入不備とは、「記入もれ（拒否・不明含む）」、「記入誤り（重複・過剰含む）」である。

(注2) 鯖江市の「市提出時」の調査票記入状況については、全40調査区から抽出した5調査区についての結果である。

③ 調査対象世帯の反応（世帯及び調査員に対して行ったアンケートの結果）

：民間の調査員であることを理由とした拒否は特段見受けられない。

(2) 受託事業者における業務実施体制

○ 担当者：本社部長以下7人の正社員が業務に従事。うち1名は市庁舎内に設置された調査実施本部に常駐。

○ 調査員：27人（1人あたり2調査区を担当）。うち17人は事業者が独力で確保、10人は市統計情報協会（越前市外郭団体）からの紹介により、市登録調査員から確保

(3) 所要経費

- 越前市においては委託費交付額を下回る額で入札・契約を実施。

なお、受託事業者においては契約金額（収入）を上回る額の経費（支出）が発生。

越前市		受託事業者		
市直轄（委託費交付額） (a)	契約金額 (b)	事業者における経費(c)		計
		直接経費	社員人件費	
¥2,868,000	¥2,677,500	¥5,000,000	¥4,156,000	¥9,156,000
a - b =	+¥190,500		b - c =	-¥6,478,500

(注) 仕様書上に標記された入札設計価格は、委託費交付額と同一

(4) 業務負荷

- 越前市の評価によれば、民間開放を行った今般の調査において、仮に市が直接実施したと仮定した場合に比して、職員の業務負荷は全体として軽減（概ね3分の2程度）

（総合評価方式の入札事務は負担増だが、審査事務の負担軽減が大であることが主に寄与）

(5) その他

- 越前市において民間開放の実施状況に関する報告書を取りまとめ（別添参考資料）。

19年就業構造基本調査・19年全国物価統計調査の民間開放に関する環境整備

○ 環境整備に係る措置の概要

- ・ 19年就業構造基本調査（以下「就調」という。）及び19年全国物価統計調査（以下「全物」という。）について、市区町村単位で調査実施に係る業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正。
- ・ 民間開放の基準・条件等として、仕様書モデル例等を作成し、地方公共団体に提示。

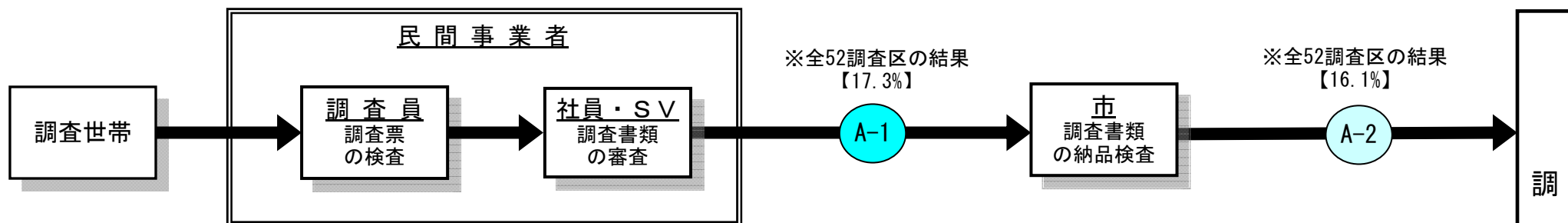
○ 経緯（福井県越前市において実施に至るまで）

- | | |
|--------|--|
| 18年10月 | ・「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」策定
・全都道府県・政令市の統計主管課長等による会議を開催、意見交換
・都道府県及び人口10万以上の市を対象に質問票を送付し、計画への意見・民間開放への取組の意向等を照会 |
| 10月～ | ・法制局審査等、統計法施行令改正に向けて検討
・「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」での議論も踏まえつつ、仕様書モデル例等を検討
・統計審議会において両調査の調査実施計画を審議（～12月） |
| 11月 | ・地域ブロック別の会議にて各都道府県に検討状況を説明、意見交換 |
| 11月～ | ・19年度周期調査の民間開放に取り組む可能性があると見込まれた地方公共団体を個別に訪問して趣旨等を説明し、意見交換 |
| 19年1月 | ・仕様書モデル例（案）等を地方公共団体に提示
（地方公共団体からの意見等を踏まえ、4月には改定版を提示） |
| 2月 | ・統計法施行令、就調・全物に係る調査規則（総務省令）改正 |
| 3月 | ・福井県において、事務処理特例条例を制定
（※）この間、2～3月にかけて、福井県及び同県下の全市町への説明会を計3回開催
・統計局において業者説明会を開催し、民間開放への取組内容、検討状況について説明（26社が参加） |
| 3月～ | ・福井県下の各市町と個別に意見交換（福井県と共同で実施） |
| 6月 | ・越前市が就調の民間開放を実施するとの方針を決定
（※）同市には今般の全物の調査対象地区はない。また、他の市町は実施しない意向である旨、福井県が確認 |
| 7月 | ・越前市において入札実施、業者決定 |
| 8月～ | ・越前市において民間委託により業務実施 |

就業構造基本調査の民間開放に係る調査票の記入状況の検証方法

参考3-2

越前市（民間開放）

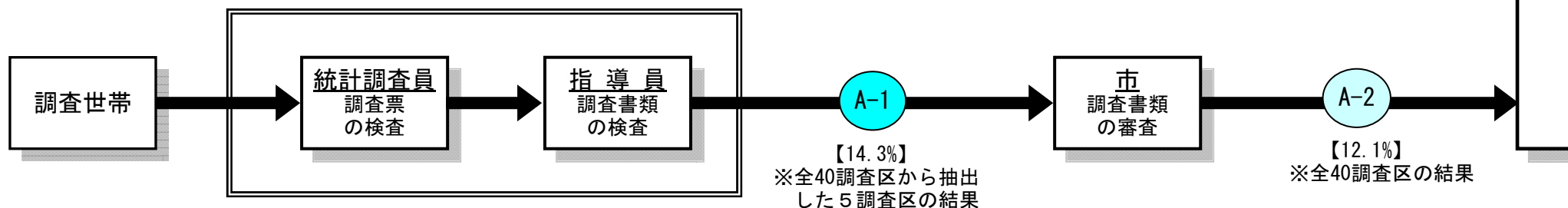


≪調査票等の記入状況の検証の着眼点≫
 ※通常データを取ることが難しい市町村段階の作業における記入状況を検証するため、越前市、鯖江市の協力を得て、以下の各時点における調査票の記入不備を統計局において検証
 ○A-1：市提出段階（事業者の審査終了時（越前市）／指導員の検査終了時（鯖江市））
 ○A-2：県提出段階（越前市の納品検査終了時／鯖江市の審査終了時）

（注）図中の【 】の数値は、記入不備のある調査票枚数の、調査票取集枚数（白紙提出されたもの等を除く）に占める割合（記入不備率）を示す。なお、「記入不備」とは、「記入もれ（調査対象が記入を拒否ないし不明であるとしたものを含む）」及び「記入誤り（重複記入や過剰記入などを含め、調査員がチェックすべきとされている明確な誤り）」を指す。

$$\text{記入不備率} = \text{記入不備調査票枚数} / \text{調査票取集枚数}$$

鯖江市（実査の官実施）



調査票の記入状況比較表

越 前 市

調査票記入状況																											
区 分	調査票 総枚数	総記 枚数 不備 調査票	記入 不備 率	調査員記入欄 (調査区符号等)			15歳以上の各人 についての記入欄 (氏名・性別等)			A欄 ふだん仕事を している人			B欄 ふだん仕事を していない人			C欄 前の仕事 について			D欄 訓練・自己啓発 について			E欄 9月末1週間に仕事 をしたかどうかの別			F欄 世帯について (年間収入等)		
				枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率
				a	b	b/a	c	d	d/c	e	f	f/e	g	h	h/g	i	j	j/i	k	l	l/k	m	n	n/m	o	p	p/o
①市提出 時点	2,077	360	17.3%	2,077	7	0.3%	2,077	45	2.2%	1,311	162	12.4%	766	52	6.8%	1,223	121	9.9%	2,077	6	0.3%	2,077	4	0.2%	748	32	4.3%
②県提出 時点	2,073	333	16.1%	2,073	0	0.0%	2,073	30	1.4%	1,310	151	11.5%	763	49	6.4%	1,225	117	9.6%	2,073	2	0.1%	2,073	2	0.1%	733	29	4.0%

(注) 記入不備とは、「記入もれ(拒否・不明含む)」、「記入誤り(重複・過剰含む)」である。

鯖 江 市

調査票記入状況																											
区 分	調査票 総枚数	総記 枚数 不備 調査票	記入 不備 率	調査員記入欄 (調査区符号等)			15歳以上の各人 についての記入欄 (氏名・性別等)			A欄 ふだん仕事を している人			B欄 ふだん仕事を していない人			C欄 前の仕事 について			D欄 訓練・自己啓発 について			E欄 9月末1週間に仕事 をしたかどうかの別			F欄 世帯について (年間収入等)		
				枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率	枚 対 象 調 査 票	調 記 入 票 枚 数	記 入 不 備 率
				a	b	b/a	c	d	d/c	e	f	f/e	g	h	h/g	i	j	j/i	k	l	l/k	m	n	n/m	o	p	p/o
①市提出 時点	217	31	14.3%	217	7	3.2%	217	8	3.7%	138	11	8.0%	79	6	7.6%	119	8	6.7%	217	0	0.0%	217	0	0.0%	75	3	4.0%
②県提出 時点	1,507	182	12.1%	1,507	8	0.5%	1,507	31	2.1%	957	57	6.0%	550	34	6.2%	853	61	7.2%	1,507	2	0.1%	1,507	2	0.1%	563	17	3.0%

(注1) 「①市提出時点」は、全40調査区から抽出した5調査区についての結果である。

(注2) 記入不備とは、「記入もれ(拒否・不明含む)」、「記入誤り(重複・過剰含む)」である。

平成 20 年住宅・土地統計調査（住調）及び個人企業経済調査（個人企業）に係る実施状況

1 平成 20 年住宅・土地統計調査（住調）及び個人企業経済調査（個人企業）に係る取組経緯

- 住調について市区町村単位、個人企業については都道府県単位で実査に関わる業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正
- 上記取組に当たっては、
 - ・ 地域ブロック別会議等の場において地方公共団体に検討状況を説明し、意見交換を実施

（ブロック別幹事を務める都道府県との会議：19 年 2 月、7 月、10 月
 全都道府県を集めての会議：19 年 4 月
 地域ブロック別会議（全国を 6 ブロックに分け、各ブロックの全都道府県が参加）：19 年 11 月

- ・ 住調、個人企業に関する試験調査受託事業者等から民間開放に係る意見を聴取し、地方公共団体へ情報を提供
- ・ 地方公共団体からの指摘に対応するため、以下に掲げる措置等を実施

地方公共団体からの指摘	対応
環境整備を早期に行うべき	政省令の改正及び仕様書モデル例の提示を前年度より約 2 ヶ月前倒しして実施
実施に必要な情報を前広に提示すべき	仕様書モデル例のほか、委託費の取扱いの手引き等、実務上必要な情報を適宜地方公共団体に提示

2 現在の状況

- 19年11月時点では両調査とも複数の地方公共団体が検討の意向を示したが、現時点で、いずれの団体も実施の意向を表明するに至っていない

【19年11月時点で検討の意向を示した地方公共団体数】

- 住 調：3都道府県に属する7市区町村
- 個人企業：6都道府県（※）21年度以降の実施を検討するとしたものは除く



【上記地方公共団体が実施に至らなかった理由・背景】※当該地方公共団体からの連絡内容を踏まえ整理

●住調

- ・経験・能力を有し、調査規模に見合う調査員数の確保が可能な民間事業者が存在しない
- ・事業者から徴集した見積額が委託費交付額を超過しており、受託可能性が見込めない

●個人企業

- ・小規模調査であるので委託費交付額の範囲内では事業者の実施経費を賄えないおそれがあり、受託可能性が見込めない
- ・実務上、債務負担行為の設定等、年度をまたぐ契約の実施に必要な手立てを講じることが課題

* 四半期ごとに経常的に実施している個人企業経済調査においては、円滑な調査実施のためには、官による調査から民間事業者による調査への切替えを調査区交替の時期に合わせて行い、同一の調査対象事業所（調査は1年間継続）に対して異なる主体が調査を実施することのないようにする必要。この場合、契約期間が複数年度にまたがる（参考4-2参照）ことから、債務負担行為等による複数年契約の締結が必要。

個人企業経済調査、平成20年住宅・土地統計調査の民間開放に関する環境整備

○ 環境整備に係る措置の概要

- ・ 20年住宅・土地統計調査（以下「住調」という。）、個人企業経済調査（以下「個人企業」という。）について、それぞれ、前者は市区町村単位、後者は都道府県単位で調査実施に係る業務の民間開放を可能とするため、関係政省令を改正。
- ・ 民間開放の基準・条件等（業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等）として、仕様書モデル例等を作成し、地方公共団体に提示。
- ・ その他、委託費の取扱いの手引き等、実務上必要な情報も適宜地方公共団体に提示。

○ 検討経緯

- | | |
|--------|---|
| 19年 7月 | ・ 住調に係る試験調査実施 |
| 7月～ | ・ 上記試験調査結果及び地方公共団体等の意見を踏まえ、住調について、調査事項、調査方法等の基本的事項を検討 |
| 8月 | ・ 住調、個人企業の民間開放の検討状況につき都道府県に照会 |
| 9月 | ・ 住調の調査実施計画案を策定 |
| | ・ 住調、個人企業に関し、試験調査受託事業者等から民間開放に係る意見を聴取 |
| 10月～ | ・ 法制局審査等、統計法施行令改正に向けて検討 |
| | ・ 統計委員会において住調の調査実施計画を審議（～12月） |
| | ・ 住調、個人企業の民間開放の枠組みを地方公共団体に提示し、実施に係る意向を照会 |
| 11月 | ・ 仕様書モデル例（案）等を地方公共団体に提示 |
| | ・ 地域ブロック別の会議にて各都道府県に検討状況を説明、意見交換 |
| 11月～ | ・ 住調、個人企業の民間開放について検討の意向を表明した地方公共団体等との間で個別に意見交換（疑問点に係る照会への回答や個別に訪問しての趣旨説明・意見交換等） |
| | ※当初、検討の意向を表明した地方公共団体数 |
| | ・ 住調：3都道府県の7市町において検討 |
| | ・ 個人企業：6都道府県において検討（※） |
| | （※）21年度以降検討すると回答した都道府県は除いている |
| 12月 | ・ 統計法施行令改正 |
| 20年 1月 | ・ 住調、個人企業に係る調査規則（総務省令）改正 |

個人企業経済調査の調査実施主体の切替えについて

○ 個人企業経済調査（動向調査票による調査（※））においては、調査時期、期間等を以下のとおり設定し、標本理論上適切な調査対象事業所の選定に努めているところ。

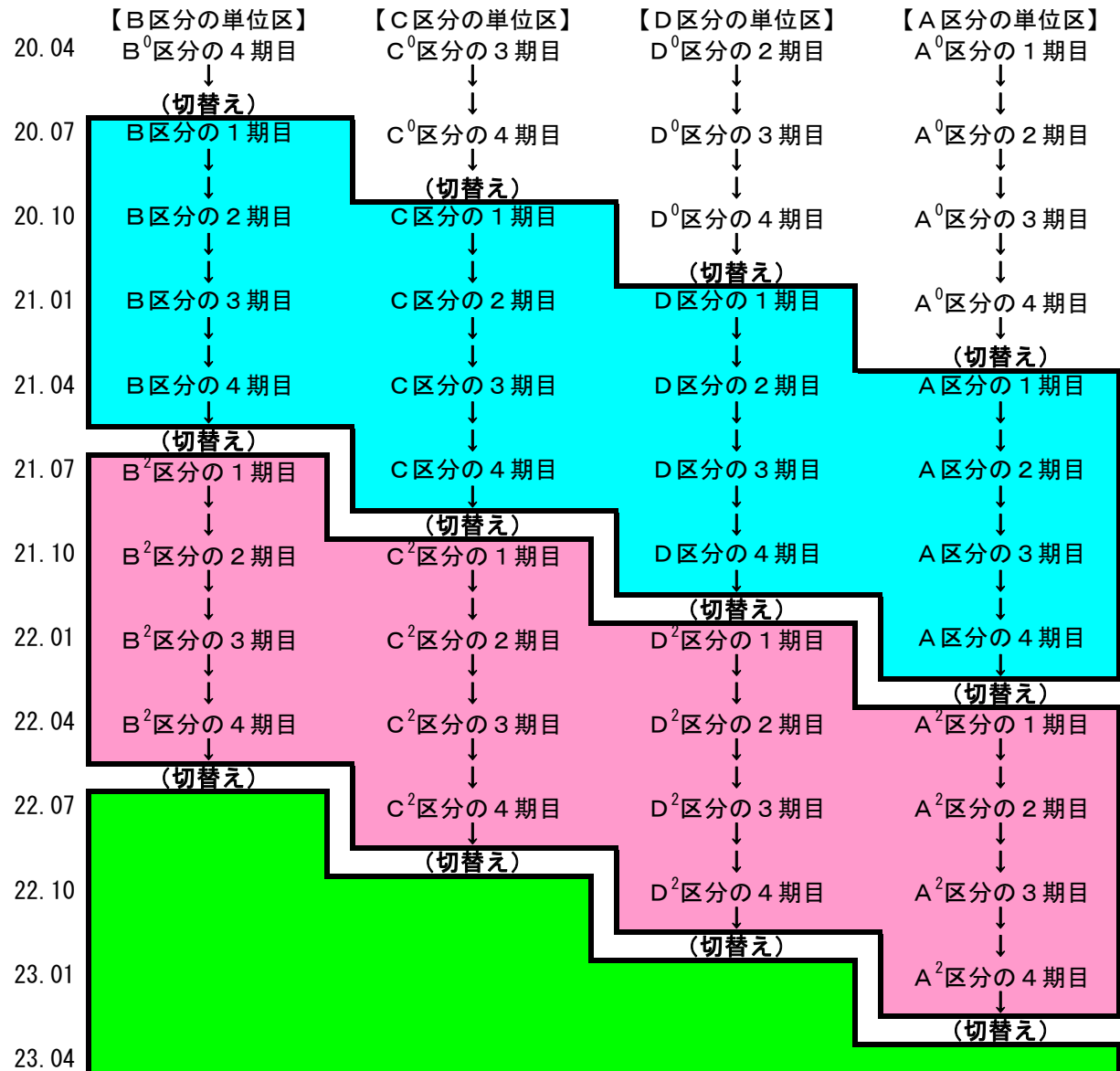
- ・ 四半期ごとに調査を実施
- ・ 調査期間（同一事業所に調査を継続する期間）は1年
- ・ 調査区をA～Dの4つに区分し、調査開始時期（第1期）をそれぞれ四半期ずつずらして実施（図1参照）
- ・ 調査期間の終了時期に合わせて、調査区（調査対象事業所）を交替

（※）動向調査票による調査のほか、毎年3月、1～3月期における動向調査票による調査を実施する事業所に対し、前年の12月末日現在で構造調査票による調査を実施

○ このような調査について民間開放を行う場合、同一調査対象に対する調査期間継続中の調査実施主体の交替を避けることが、調査対象事業所からの信頼を確保し円滑に調査を実施する上で効果的と考えられる。

このため、民間開放を実施する都道府県においては、図2に示すとおり、以下に留意して、調査区交替の時期に応じ、段階的に民間事業者の切替えを行う必要がある。

- ・ 新事業者への切替えは一斉に行うのではなく、調査区交替の時期に合わせて、新たに調査を開始する事業所から順次行うこととし、委託の開始時期はAからDの各区分の1期目とすること
- ・ 各区分における委託期間は年単位とし、調査継続期間中に契約期間が終了し、実施主体が変更になることのないよう留意すること
- ・ 同一調査対象に対する調査継続期間が複数年度に及ぶことから、当該期間中に調査実施主体が交替することのないよう、入札の実施及び契約期間設定に当たって留意すること



地方経由調査の民間開放の実施状況の分析、評価

1 地方公共団体の業務内容についての留意点

(1) 地方公共団体における業務効率化に向けたニーズ

- 所管指定統計調査を実施するために必要な地方公共団体の経費については、国の支出金として調査別に措置する地方公共団体委託費の範囲内で賄われていることから、地方公共団体が民間事業者を活用する際には、経費面よりはむしろ業務負荷の軽減に資することが期待されていると考えられる。
- 国民のプライバシー意識や企業の情報セキュリティ意識の高まり、ライフスタイルの多様化等を背景に、調査環境は近年一段と厳しさを増しており、調査員等確保の困難化、照会・苦情の増加、封入提出増加に伴う審査業務の負担増大といった課題に対応するため、地方公共団体において業務負荷軽減に資する効率化方策へのニーズは強い。このため、民間開放によって、業務負荷の軽減が図られるのであれば、地方公共団体にとってメリットがあるものと考えられる。

(2) 業務内容の詳細

- 地方経由調査においては、基本的に、以下のような流れで調査を実施。

統計局	⇔	都道府県	⇔	(市区町村)	⇔	統計調査員	⇔	調査対象
-----	---	------	---	--------	---	-------	---	------

(※) 就調、全物、住調はいずれも、都道府県・市区町村を通じて調査を実施
個人企業は、都道府県を通じて調査を実施

- 就調における市区町村の一般的業務内容：参考5－1参照
(全物・住調においても、業務の流れは概ね共通)

2 民間事業者の状況

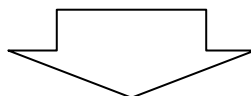
○ 平成18年度から19年度にかけて、民間事業者から意見聴取を実施

【業界団体ヒアリング結果（18年6月、第4回統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会）】

- ・全国規模で調査を受注し得る民間事業者数は10社程度。それらの事業者において全国規模で稼働可能な調査員数は1社当たり500～1000名程度、確実に実施可能な調査対象数は、調査の難易度にもよるが、1～2万程度
- ・民間事業者の所在は大都市中心。地域で拠点を持つ場合、県庁所在市が中心
- ・民間事業者が実施している調査において、7割を超えるような回収率は一般的ではない

【平成20年住宅・土地統計調査試験調査に係る民間事業者からのヒアリング結果】

- ・同試験調査のうち民間委託により実施した部分（川崎市川崎区）の受託事業者から受託可能な場合の条件として聴取したところ、受託可能な規模は首都圏で5,000～10,000世帯、近畿圏で1,500～2,500世帯。動員可能な調査員数は首都圏で100～200人、近畿圏で30～50人程度。



- 民間事業者が実施している調査は、規模・内容どちらの面から見ても、統計局所管指定統計調査に類するものは極めて少数であると考えられる（参考5-2：「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告）。

（※）経済産業省が民間調査会社に委託して実施した研究においても、ある程度のまとまりをもった統計調査業務を受注する能力がある（履行能力があるとみられる）民間事業者は10社程度とされている（参考5-3：「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する調査研究」報告書P.59）

3 実施状況の分析・評価

(1) 就調の実施状況の分析、評価

① 越前市の取組結果の整理

地方経由調査において、調査実施に係る業務を民間事業者に包括的に委託して実施した初の取組であったが、
○回収率・記入状況の水準は鯖江市との比較において、大きな差は見受けられない
○入札事務の負担増はあるものの審査事務の負担軽減が主に寄与して、職員の業務負荷は全体として軽減（概ね3分の2程度に）

【背景・留意点】

- i) 5年に1度の調査について、1市（福井県越前市）に限って実施
- ii) 総合評価方式の入札を経て、実績、業務経験のある民間事業者が落札
- iii) 受託事業者において、契約金額を大きく上回る費用を投入して実施体制を構築し、業務を履行
- iv) 市統計情報協会の協力を得て経験豊富な登録調査員を活用
- v) 市による作業スペースの貸与、調査困難世帯への同行、世帯への広報の充実等、市からの支援を受けている

② ①を踏まえた分析・評価

- ◆(1)の結果は、こうした取組は、一定の条件が整えば、質を確保しつつ、実施自治体における業務負荷の軽減に寄与し得ることを示唆している。
- ◆他方、越前市における受託事業者の所要経費や4(2)で述べた民間事業者の状況等から見て、同種の調査において、今後とも、調査の質を確保しつつ民間事業者による受託可能性を確実に見込むことができる状況にあるとは言い難い。

(※) 越前市の実施報告においても、今般の民間開放の結果について、経験のある事業者の拠点は都市部に限られ、事業者にとって移動・滞在等の費用負担が重くなっていること、調査員確保の問題があること（市登録調査員はボランティア的な精神で行っている者が多く、今回参加した10名のうち今後も民間事業者からの募集に応じるとしている者は2～3名）等から、「今後業務全体を民間委託することは無理があり、継続は困難」と結論付けている。

(※※) 前述のように、都市部で実施した住調の試験調査の受託事業者も、受託可能な条件についての制約を示していることに留意。

(2) 住調、個人企業に係る実施状況の分析・評価

① 両調査の実施状況の整理

地方公共団体からの意見に対応して、環境整備の早期化、実務上必要な情報の提供等を行ったところ、住調で7市区町村、個人企業で6都道府県が当初検討の意向を表明したが、受託可能性が確実には見込みにくいこと（両調査共通）、年度をまたぐ契約実施に必要な手立てを講じることが実務上困難であること（個人企業）等の理由から、現時点で、いずれの団体も実施の意向を表明するに至っていない

② ①を踏まえた分析、評価

◆発注者となる地方公共団体の側から見ると、

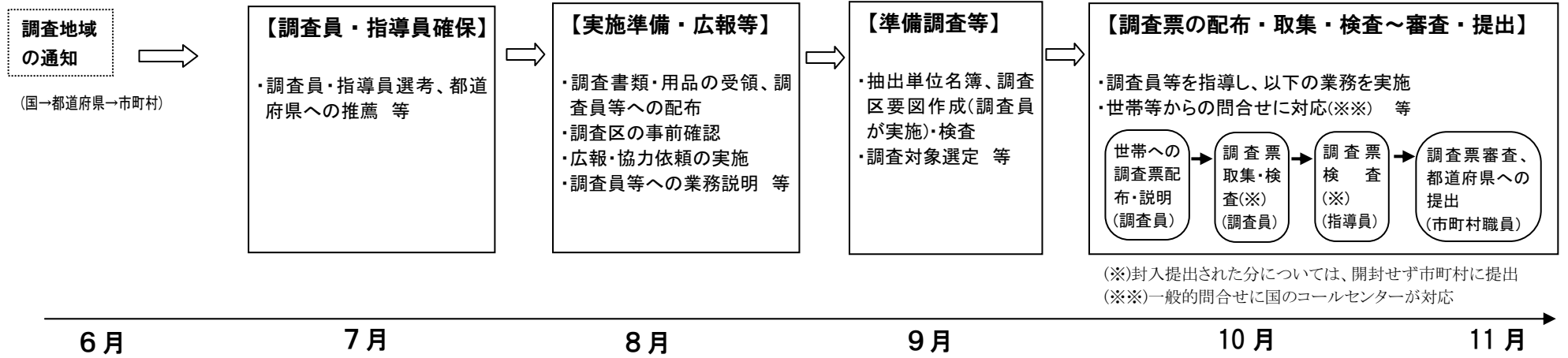
- ・指定統計調査は一定期限内に必ず遂行すべき性質の業務であり、万一、入札において不落等の事態が生じれば、地方公共団体による実施に速やかに切替え、調査実施日まで残された期間内で準備を整えることが必要となる。
- ・また、指定統計調査における調査実施に係る業務は民間事業者にとっては経験の乏しい業務であるため、越前市の事例が示唆するように、発注した地方公共団体においても入札・契約、受託事業者の指導監督等に多くの労力を要する。



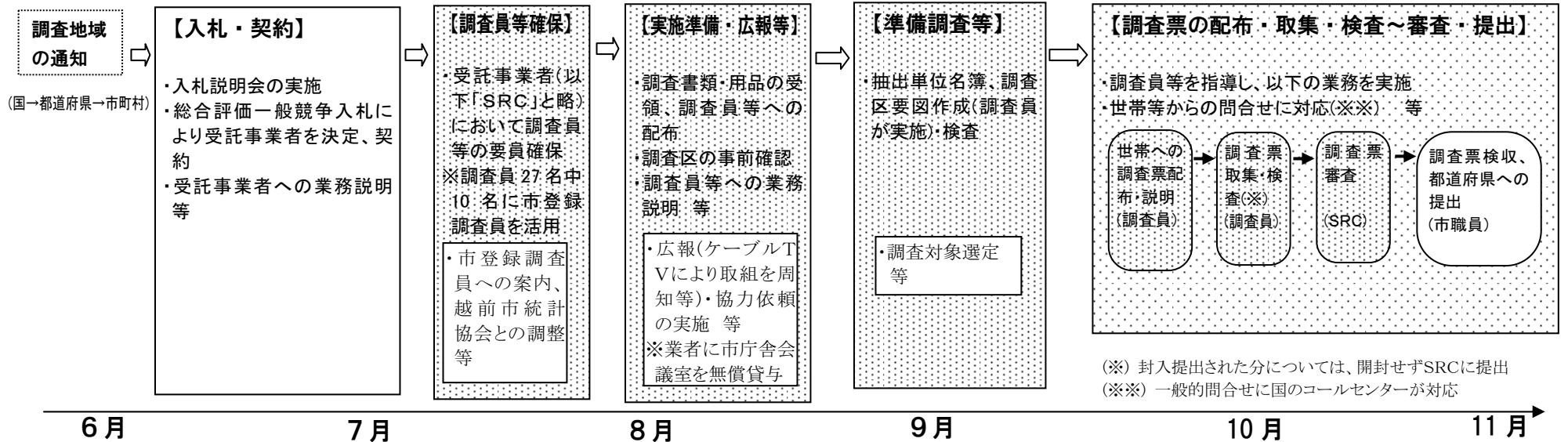
このように、民間事業者の確保に不確実さが伴う一方、万一、入札において不落等が生じた場合の対応が容易ではなく、業務効率化の効果も実施に要する労力によって一部相殺されることなどが、実施地方公共団体が1団体に止まっている原因と考えられる。

平成19年就業構造基本調査における業務の流れ (長期間に及ぶ業務は、業務量が多い時期に記載)

《市区町村における一般的な業務内容》



《参考：民間開放を実施した越前市の場合》(網掛け=民間事業者、白地=越前市)



参考5-2：「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告（抜粋）

2 検討の方向性について

(2) 民間事業者の状況

1(1)及び2(1)で述べたように、「国勢の基本に関する統計調査」として位置付けられている統計局所管指定統計調査は、一部の例外を除き、極めて大規模であり、その内容も国の政策に直結する重要なものである。民間事業者がこのような調査を受託し得るかどうか、受託した場合にどの程度の正確性・信頼性等への影響が見込まれるかは、民間開放に当たっての重要な論点である。

そのため、まず、こうした統計調査の受託に関心を有していると考えられる民間事業者（個人企業経済調査をモデルとする試験調査の入札説明会に参加した民間事業者で落札した事業者を除く5事業者）に対してヒアリングを実施した（なお、落札業者への詳細なヒアリング結果等は3(3)で後述）ところ、現在の各社における調査実施状況に関して、以下のような回答が得られた。

- ・ 現在の実施体制を前提として実施可能な調査サンプル数を聞いたところ、調査員調査では、他の業務を中断して当該業務に専念する特別な体制をとった事例で50,000世帯、そのような条件がない場合では15,000世帯との回答が最大。郵送調査では、200,000世帯との回答が最大
- ・ 現在の実施体制を前提として確保可能な調査員数を確認したところ、1,000人との回答が最大

また、民間の調査会社等が加盟する主な関連団体としては、(社)日本マーケティング・リサーチ協会及び(財)日本世論調査協会が挙げられることから、これらの協会に対してヒアリングを実施したところ、調査会社等の業界の実情として、以下のような回答が得られた。

- ・ 全国規模で調査を受注し得る民間事業者数は10社程度であること
- ・ それらの民間事業者において、全国規模で稼働可能な調査員数は1社あたり500～1000名程度、確実に実施可能な調査対象数は、調査の難易度にもよるが、1万～2万程度と見込まれること
- ・ 民間事業者の所在は大都市中心であること、それらの事業者が地域における拠点（事務所）を有する場合、県庁所在地が中心であること

以上のことから判断する限り、民間事業者が実施している調査は、規模・内容のどちらの面から見ても、統計局所管指定統計調査に類するものは、極めて少数であると考えられる。

他方、試験調査への応札状況や民間事業者のヒアリング結果から判断する限り、確実に実施可能な規模や地域に制約はあるものの、全数調査などの特別なケースでない限り、業務を受託する意欲のある民間事業者は存在している。

このことは、規模や地域を限定すれば、現時点においても、実査に関する業務を民間事業者が適切に履行し得る素地があることを示している。

V 市場の形成と環境整備

1. 市場の形成と環境整備に向けた基本的な考え方

従来から、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等の方針に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用が行われてきたところである。

今後についても、民間事業者の活用が可能な業務については、積極的かつ戦略的な民間事業者の活用を進めていく必要があり、受け皿となる民間事業者による市場の形成と、環境の整備が行われることが重要である。

2. 民間事業者の現状と今後の見通し

(1) 民間事業者の現状

① 統計調査業務に関する民間事業者

いわゆる「調査」には、民間事業者等が財やサービスの販売を目的に消費者の行動やニーズなどの把握を行う「市場調査」、学術機関等が社会や政治などに関する実態の把握を行う「社会調査」、官公庁やマス・メディア等が世論の把握を行う「世論調査」などが含まれる³⁷。

これらの「調査」業務に直接的に関係する民間事業者は、市場調査会社(全般)、世論調査会社(全般)、信用調査会社(全般:主に事業所・企業対象調査)、シンクタンク(企画や分析など)などがある。

また、これらの調査の業務の一部に関係する民間事業者は、データ入力会社(データ入力)、印刷会社(印刷)、コールセンター(疑義照会対応)、人材派遣会社(データ入力、審査など)、情報システム会社(システムの開発や運用)、物流会社(調査票配布)、データ保管会社(調査票情報の保管)などがある。

統計調査業務に関しては、これらの民間事業者が関係する可能性があると考えられる。

② 調査業界の現状

調査業界の現状については以下とおりととなっている。

(業界の規模について)

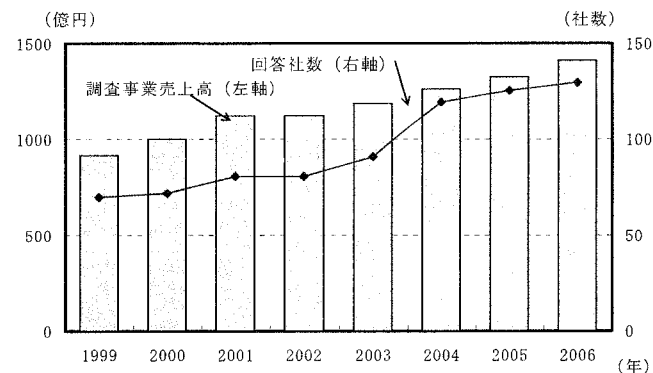
- ・業界全体の調査業務の売上高は約1,400億円
- ・業界団体への加入社数は約140社
- ・全体的に小さい規模の民間事業者が多く、調査業務の売上高が21億円以上あるのは16社
- ・視聴率調査など消費者行動を継続的にモニターするパネル調査専門の調査会社、広告等の事業効果測定に特化した調査会社、オンライン調査専門の調査会社などが存

³⁷ 調査の分類方法については必ずしも統一的な考え方があるわけではない。

在

・ある程度のまとまりをもった統計調査業務を受注する可能性がある(履行能力があるとみられる)民間事業者は10社程度

【図表: 調査業界の売上高の推移】



(備考) 1. 「第3回経営業務統計実態調査³⁸」((社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

2. 調査事業に関する売上。

【図表 調査業界の調査業務売上高規模別の売上高等: 2006年】

調査売上規模	回答社数 (社数)	調査売上高 (億円)		調査従事者 (人)	
		1社当たり平均	1社当たり平均	1社当たり平均	1社当たり平均
1億円台以下	50	60.6	1.2	252	5.0
2億円台	16	40.7	2.5	400	25.0
3億円台	9	30.1	3.3	90	10.0
4-5億円台	8	36.7	4.6	104	13.0
6-10億円台	19	140.9	7.4	416	21.9
11-20億円台	11	175.2	15.9	403	36.6
21億円台以上	16	925.3	57.8	1,920	120.0

(備考) 「第3回経営業務統計実態調査」((社)日本マーケティング・リサーチ協会)を基に作成。

³⁸ (社)日本マーケティング・リサーチ協会が、正会員社の業務内容及び経営実態を把握し、会社員の見解の指針にするのと同時に、協会運営の基礎資料とする目的により作成され、2007年7月時点の正会員社139社を対象として実施。郵送法により会社代表者の自記入回答で回収率は93.5%(130社)。調査時期は2007年7月1日~10月31日。

地方公共団体の意見

統計局から平成20年住宅・土地統計調査及び個人企業経済調査の民間開放の実施に係る意向照会を実施（19年10月）した際等に把握した、地方公共団体からの意見の概要は以下の通り

1 調査の質の確保

- ・ 事業者の経験・能力によって調査の質にばらつきが出るおそれ。
- ・ 質の確保と業務効率化が両立するか疑問。
- ・ 質の確保に係る判断基準をより詳細に示すべき。

2 調査員の質の確保・処遇

- ・ 委託費の範囲内での契約であると、メリットを得るため調査員報酬の削減を惹起しかねず、調査員の資質の低下を通じて精度が損なわれることを懸念。
- ・ 調査員の処遇が不透明であり、今後の調査員確保に支障を来すおそれ。また、登録調査員の維持が困難になるおそれ。

3 業務効率化等のメリット

- ・ 調査員確保に係る負担は軽減されるかもしれないが、審査事務、照会対応や事業者の監督等の業務での負担増が懸念。
- ・ 現行の調査方法に替えて民間事業者に調査を行わせることの利点を見出し難い。
- ・ 委託費の範囲内における経費面での削減効果に疑問。具体的な判断材料やメリット・デメリットを示すべき。
- ・ 個人企業経済調査は小規模調査なので、業務効率化の余地も小さい。

4 事業者の確保

- ・ 受託可能な事業者が存在するか疑問（事業者の評価基準をより詳細に示すべき）。
- ・ 業務遂行能力、コスト面で受託可能性のある事業者に係る情報を国の方で示すべき。
- ・ 信頼・実績のある事業者へ委託しないと安定的に質を確保することは困難であり、業務効率化にも寄与しない。

5 契約手続等における制約

- ・ 入札不落・債務不履行時の履行確保方策が不明。急遽の官実施調査への切替えは困難である。
- ・ 委託費の範囲内で受託できるかが懸念されるので、不落にならないよう十分な額を交付すべき。
- ・ 十分な時間的余裕をもって条例改正が行えるよう、政省令改正の時期等を早めてほしい。
- ・ 個人企業経済調査については、調査区切替えの取扱いや複数年契約を行う場合の債務負担行為に係る手続に課題がある。

6 その他

- ・ 住調での川崎市の試験調査の結果は受託事業者におけるトップクラスの調査員を投入したことによるものであり、本調査で同等の結果が確保できるかは疑問。また、川崎市1市の結果のみをもって民間開放を是とするのは検証不足ではないか。
- ・ 地方公共団体に負担がかからない方法で環境整備を行うべき。
- ・ 法定受託事務を引き揚げて国が直接民間開放を実施すべき。
- ・ 受託可能性にかんがみ、住調については都道府県が主体となって委託を行うべき。
- ・ 民間開放に係る情報提供等、地方公共団体の懸念を払拭する措置を求める。

統計利用者からの意見聴取の結果

(「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」第2回資料)

1 意見聴取先

(1) 関係府省等（経常3調査の利用として特に重要なものを所管する関係機関）

- ・ GDP 関連統計における利用（内閣府）
- ・ 景気判断、経済情勢分析、雇用情勢分析（内閣府、厚生労働省）
- ・ 金融政策決定（日本銀行）

(2) 経常3調査の利活用に知見を有する有識者等

- ・ 金融機関調査部門のエコノミスト（外資系、証券系、銀行系）
- ・ 研究者（統計学、労働経済学、物価指数・計量経済、家計関連統計）

2 意見聴取事項

(1) 利活用の用途

⇒ 経常3調査の結果及び指標を、具体的にどのように利用又は活用しているか

(2) 各調査に求められる「質」

⇒ 利活用の用途から見た場合、経常3調査に求められる質（結果精度等）を達成する上で特に重要と考えられるものは何か、また、それらが達成されなかった場合に具体的にどのような影響が考えられるのか

(3) その他

⇒ 民間開放の在り方を含め、統計局所管統計調査に対する意見・要望等

3 意見聴取の結果

(1) 主な利活用の用途

- ・ 月例経済報告において、経常3調査を経済財政分析、景気判断のための資料の作成に利用。雇用情勢の分析等には労働力調査を利用【内閣府、日銀】
- ・ 金融政策決定において、CPIは、最も重要な判断材料の一つであり、為替動向、債券価格・金利水準等に及ぼす影響も大【内閣府、日銀、エコノミスト】
- ・ SNAにおいて、家計調査は支出系列等に利用。CPIは各種デフレータ推計等に利用。労働力調査は産業・従業上の地位別就業者数のデータ等に利用【内閣府】
- ・ 家計調査は、QEの基礎データとなることから、経済成長率の予測にも利用。労働力調査は、産業別雇用者数等の景気動向の予測や、経済分析に利用【内閣府、エコノミスト】
- ・ 家計調査及び小売物価統計調査の品目別データやマイクロデータは計量経済分析に利用【エコノミスト、研究者】
- ・ 労働力調査は雇用失業状況の判断に不可欠。有効求人倍率と完全失業率の双方の動きを見ずして雇用政策は打てない。雇用の質等を見る上では、労働力調査の正規・非正規別の結果や就業時間も重要【厚労省】

(2) 各調査に求められる「質」

(各調査に求められる精度)

- ・ CPIがゼロ近傍で推移している現状にあってはその数値0.1ポイントの動きが金融政策に決定的な影響を及ぼし得る等というように、経常3調査の結果数値が各種利活用に及ぼす影響は極めて大きく、その結果精度については1品目レベルの動きに至るまで説明できるようにするなど高い水準が要求される【内閣府、日銀、エコノミスト】
- ・ 完全失業率については、統計局が公式に公表している小数点第1位の数字はもちろん、小数点第2位の数字まで精度を確保してほしい【内閣府、厚労省、エコノミスト】

(各調査の精度の低下が及ぼす影響)

- ・ 特に、期待インフレ率に直接影響を与えるCPIは、金融政策決定ばかりか、金利水準、債券価格、為替動向等にも大きな影響を及ぼす。物価連動債は無論のこと、数百兆に及ぶ国債の利回りなど他の債券価格もCPIの数値に伴って変動する可能性があるなど、CPIが市場に及ぼす影響は極めて大きい【エコノミスト】
- ・ 家計調査の精度が確保されていないとGDPや消費総合指数などの各種景気判断指標の精度に大きな影響。他に利用できる統計は十

分になく、家計調査をはじめとする経常3調査の精度は重要【内閣府】

- ・ 雇用情勢の分析において、労働力調査はもっとも基本的なデータとしてトレンドを見る上での足がかりとなっている。同調査の時系列に問題が生じると、構造変化の分析の足場が失われる【厚労省】

(精度確保に問題を及ぼす要因を排除する必要性)

- ・ 一部の地域でデータが得られない、また、その精度が著しく劣る、バイアスが一定方向でないというように地域間で精度の統一性が失われた場合、地域間比較が出来なくなるばかりか、結果数値が有意なものではなくなる【厚労省、日銀】
- ・ 時系列での安定性の観点からも、ある一定の期間のデータが得られず、毎月の調査結果において欠落が生じた場合、時系列での比較ができなくなるばかりか、月次の回帰分析モデルによる予測に狂いが生じてしまう【日銀、エコノミスト、研究者】
同様の観点から、調査実施主体を切り替える際にデータに断層が生じることが懸念される【日銀、エコノミスト】
- ・ 労働力調査において、今は工夫して都道府県別の推計を出しているが、それを維持するためには、精度に地域差が出るようなことがあってはいけない【研究者】
- ・ 調査拒否が増加し調査対象の属性の違いによる非標本誤差が大きくなるといったことが生じないようにする必要【研究者】

(公表期日遵守の必要性)

- ・ 経常3調査のような重要な統計調査で公表期日を遵守できなかった場合、市場や外国資本の投資心理への悪影響が懸念される。日本市場の信頼性に疑問が持たれることとなれば、株価下落、円安等を招くおそれがある。また、その利活用の用途においての即時性が失われることから、期限の遵守は重要【内閣府、日銀、エコノミスト】

(民間事業者へのノウハウ等継承の難しさ)

- ・ 小売物価統計調査の調査店舗の選定基準は完全にマニュアル化されているわけではなく、個々の調査員の職能に依拠する部分も大きい。このようなスキルやノウハウが民間に直ちに伝承されるかは疑問であるし、習熟する間の精度が低下することになって困る【研究者】

(3) その他

(精度向上等への期待)

- ・ 金融政策の判断等に活かしていく上で、経常3調査には、さらなる精度の向上を期待している。サンプルの増加等といった精度向上方策に資するのであれば民間開放も否定するものではない【日銀】

- ・ 各調査の一層の精度向上を期待。特に、家計調査については、数字の振れ方が大きく景気指標としては直接使いにくい状況にあり、改善を要望【内閣府、日銀、エコノミスト】
- ・ 理想的には、家計調査、家計消費状況調査の単身者世帯のデータもSNAに利用できるような精度を期待【内閣府】
- ・ 配偶関係や従業上の地位とのクロス集計など、詳細な結果表の公表が増えることを希望【厚労省】
- ・ ユーザー側で数値の調整をするのは難しいので、明らかに特殊要因による数字の振れがあったという場合に、ユーザー側に留意するよう呼びかけるだけではなく、なるべく特殊要因は排除するような工夫をすべき【内閣府】

(経常3調査の民間開放への懸念等)

- ・ 国民の公共財である統計、特に経常3調査は国の責任で実施すべき【エコノミスト】
- ・ 多少のコストが節約できたとしても質が下がることがあれば、到底カバーできない。民間開放・市場化テストはそもそもの趣旨は間違っていないのだろうが、もし余計な振れを増やすようなことがあれば利用者にとって深刻【エコノミスト】
- ・ 月次調査の民間開放については、ある月の調査に失敗した場合、その影響が翌月の結果数値に生じてしまうというように、リカバリ一措置を講じることが困難であることが懸念される【研究者】
- ・ 民間開放によってもし回答者の属性が変化するようなことがあれば影響が大きい。その場合、回答者の分布を適正にする方法が必要【内閣府】
- ・ 民間開放によるリスクを回避するためにはセーフティネットの構築が必要だが、かえって費用増となることが懸念される【研究者】
- ・ 世帯のプライバシーに関わる調査については、民間開放には向かないのではないか。労働力調査に関する意識調査の結果からは、民間開放された場合に調査拒否者が増え、サンプルの歪みを引き起こすことが懸念される【研究者】
- ・ 受託事業者が統計調査を通じて得た情報を、物価連動債や指定統計調査等の結果に係る数値に基づくデリバティブ等の取引に利用するといった不正をいかに防ぐか。契約上禁止したとしても、外から見て疑いが拭えない結果になる可能性もある【日銀】

(民間開放の有する意義等)

- ・ 単に民間開放を実施すれば良いということではなく、それをきっかけとして、今後の改善につながるような取組が出てくるなど、国にとって全体的にプラスとなるような動きにつなげていくことが重要【研究者】
- ・ 福井県越前市での就業構造基本調査の民間開放をはじめ、実施結果については、条件が類似した官側の状況と比較するなど客観的な指標を整理すべき。価格以外の価値については、数量化しないとなかなか第三者の理解を得られない。調査対象から見て民間企業よりも公務員への信頼感が現在は勝っていることは理解するが、それだけでは対外的な説得力に乏しい【研究者】

(承認統計調査における民間開放の事例)

- ・ 内閣府の景気ウォッチャー調査の場合、サンプル数は約2千と少ないものの、内閣府、取りまとめ調査機関(シンクタンク)、11の地域ブロック別にそれぞれ実査を受託した調査機関とが連携して、90%近い回答率を得つつ、個別回答についての集計の可否を統一的に判断するなど、官民、及び参加各社間で連携して精度を上げている【エコノミスト】
- ※ 今回の意見聴取の対象事項である指定統計調査(経常3調査)とは異なる承認統計調査の事例であるが、検討にあたり参考になるものとして言及があったもの。

(業務改善への提案)

- ・ (小売物価統計調査以外の調査についても) 調査員にパソコンを持たせて、調査対象者が調査事項を冊子で長々と読まなくとも理解できるようにするといった合理化はできないか【研究者】
- ・ 民間事業者の選定に伴う課題については、総合評価の導入によって相当程度に解決できるのではない【内閣府】
- ・ 日本の統計は振れが大きいとして海外の投資家やエコノミスト達から批判されている。最近、マクロ統計の振れが激しくなっており、質が落ちていないか。
個人情報保護の意識の高まり等の調査環境の悪化がある中で、これまで続けてきた統計調査のような非常に内容の細かい調査に依存するのは限界に来ているのではないか。しっかりと目的を考えた上で調査を設計し、リソース配分も重点的に行うべき。
【エコノミスト】
- ・ 前年比をオーバーラップさせるといった手法の利用等により、サンプリング替えでの段差も最小限にすべき。【エコノミスト】
- ・ 家計調査の例でいえば勤労から全世帯に公表系列が変わったときなど、マイナーな変更は何を見てよいかわからない。
また、外から見てわからない統計作成者しか知り得ない貴重な情報が、統計作成過程で見えてくるということがあると思う。そのような細かな情報についても、できるだけウェブ上で利用者に公表してほしい。
- ・ 日本から海外に向けた情報発信は非常に少ないが、誰が見てもわかる数字による統計は、海外に伝わる情報の中で比重が大きい。制度の変更等、数字以外の情報発信も増やすべき。【エコノミスト】

平成 19 年就業構造基本調査（越前市）

実地調査業務の民間委託実施報告

平成 20 年 3 月

越前市企画部情報統計課

(目次)

I.経緯	P 1
II.事業者決定の経緯	P 2
【1】事業者決定方法	
【2】事業者からの照会状況	
【3】入札の結果	
【4】委託事業者決定過程についてのまとめ	
III.調査の実施及び支援体制	P 4
【1】調査事務の流れ	
【2】実施体制	
【3】業務の実施及び支援	
IV. 国の民間開放の計画を踏まえた評価	
【1】事業者が行った統計調査の質の評価	P 6
【2】市の業務の効率化についての評価	P 1 5
【3】受託可能性	P 1 8
【4】市民の理解について	P 1 9
【5】市としての総括	P 2 3
【6】今後の統計調査についての具体的な提案	P 2 4
参考 越前市の市制要覧	P 2 5

I. 経緯

- 平成 19 年 2 月 統計法施行令（2 月 21 日公布・施行）
就業構造基本調査規則（2 月 23 日公布・施行）
- 3 月 福井県 福井県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
（4 月 1 日施行）
- 平成 19 年 4 月 20 日**
越前市として、就業構造基本調査の実地調査業務の民間開放に取り組むこと
について、方針決定
総務省（福井県政策統計課適宜陪席）との協議
- 4 月 20 日、4 月 27 日、5 月 28 日
入札方式、業務委託仕様についての協議
- 6 月 8 日** 記者発表
- 6 月 29 日 補正予算（委託料への組替え）可決
- 7 月 6 日** 公告 簡易型総合評価方式
越前市HP上で公開
調査区数 52 地区、調査世帯数 約 800 世帯
- 7 月 13 日 入札参加申込締切 4 社申込
- 7 月 23 日 企画書提出 締切 3 社企画書提出、1 社辞退
- 7 月 31 日** 総合評価審査会、価格入札執行
サーベイリサーチセンター(株)（以下「SRC」）落札
入札結果については、HP上で公開
- 8 月 1 日 契約
- 8 月 6 日 調査員募集
- 8 月 2 日 SRCと第1回打ち合わせ（以後随時）
- 8 月 8 日 調査書類・用品 受領 → SRC引渡し
- 8 月 13 日 調査員面接
- 8 月 27 日 調査員報告（SRC17名、市登録調査員10名）
- 8 月 29 日 第1回調査員説明会（準備調査）準備調査用品配付
- 8 月 30 日～9 月 5 日** 準備調査訪問
- 9 月 19 日 調査世帯に対し、事前依頼はがき（越前市長名）発送
- 9 月 20・21 日 第2回調査員説明会（実地調査）実地調査用品配付
- 9 月 22～30 日 調査票の配布・記入依頼
- 10 月 1 日** 調査期日
- 10 月 2～10 日 調査票の取集
- 10 月 10～29 日 SRC 調査票の検査と要計表の作成
- 10 月 30 日** 審査済調査書類の提出（SRC→市）
- 10 月 24～26 日 市 調査書類の納品検査（調査内容は抽出審査）
- 10 月 29～11 月 2 日** 総務省統計局による事業者の審査状況のモニタリング検証
- 11 月 8 日 調査書類提出（市→県）

Ⅱ. 委託事業者決定の経緯

【1】事業者決定方法

福井県内に受託可能な地元事業者は存在しないため、広く全国から受託事業者を募るとともに、単に価格のみならず質（技術）の評価も行うことに配慮し、総合評価方式一般競争入札を採用した。

入札価格100点満点、企画書の質の評価点100点満点の合計点数により事業者を決定することとした。

統計調査の質の確保をするため、企画書の業務実施体制、業務責任者体制、調査員の設置、世帯からの照会対応、調査員の教育（研修）・指導、調査票の回収率向上策、個人情報の管理・保護、類似調査の業務実績、創造性・新規性のある提案についての評価を行った。

【2】事業者からの照会状況

7月6日に市掲示板並びに市のホームページ上で入札公告を行った結果、入札参加資格要件を満たした参加事業者は4社であった。他に大手の宅配事業者、県内の人材派遣会社等からも照会があったが、類似の調査業務の実績が無いため参加しなかった。

【3】入札の結果

（入札結果の公告内容は以下のとおり）

1 業務名	就業構造基本調査(越前市)の实地調査業務				
2 設計価格	2,868,000 円				
3 業務価格	2,731,429 円				
	入札額	企画書の評価点(A)	価格の評価点(B)	総合評価点(A)+(B)	決定事項
(株)サーベイリサーチセンター	2,550,000	69.50 点	6.63 点	76.13 点	落札
(株)インテージリサーチ	2,480,000	62.17 点	9.19 点	71.36 点	
(社)新情報センター	無効	—	—	—	無効
(株)マーケティングセンター	辞退	—	—	—	辞退
4 落札価格	2,550,000 円(税抜き)				無効は、入札額が予定価格を上回ったため。
5 入札執行日	平成19年7月31日				
6 総合評価審査日	平成19年7月31日				
7 落札業者	(株)サーベイリサーチセンター				
8 契約方法	総合評価一般競争入札(簡易型)				

【4】委託事業者決定過程についてのまとめ

(1) 入札方式について

地元を受託可能性のある事業者が無い中、広く全国から入札参加者を募ることが出来た点は、発注者にとって総合評価方式のメリットがあった。

また、統計調査の質の確保が重要であるため、能力のある受託事業者が多数育つまでは、総合評価方式が必要と思われる。

(2) 入札公告・仕様書について

調査発注の度にこのような特別の書類を作成するのは効率的ではない。どのような調査の発注にも利用できる入札公告・仕様書の雛形を予め定めておき、調査ごとの特質に応じた事項を追加することで、事務効率化を図る必要がある。特に仕様書について、国から配布されるモデル例とは別のものを作成することは事務負担の増大につながるため、工事発注で使う「約款」のようなものを定めておくことにより事務がスムーズに進行すると思われる。

(3) 企画書について

入札の予定価格に比して、企画書提出に要する業務量が多い為、入札者に大きな負担を強いることになったと推測される。

(4) 入札参加資格について

企画書の評価項目については、統計の質の確保の重要性にかんがみ、過去の実績に重きを置いた結果、新規参入が難しかった面がある。しかしながら、統計の質の確保を図りながら、新規参入事業者への道を開くことは地方都市では負担が極めて大きいと感じている。

(5) 仕様書について

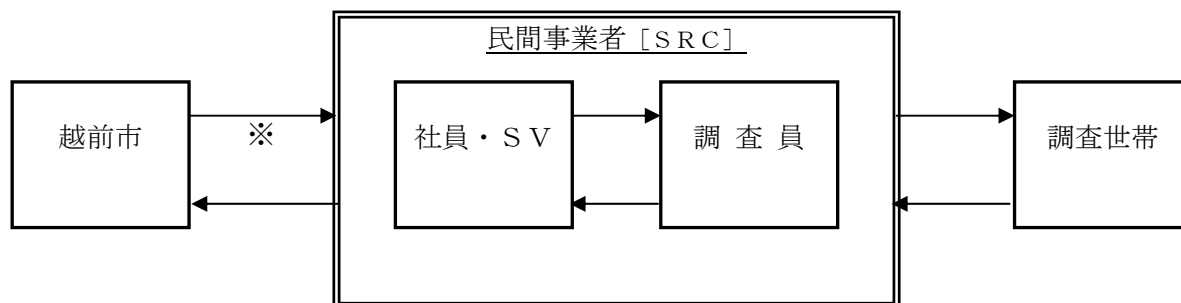
統計の質の確保の観点から調査方法について細かく規程を設けたことで、民間事業者の創意と工夫を発揮する余地が狭められた面がある。特に記入者報償品の額について、他市町村との均衡に考慮する必要から235円と詳細に規定したようなことについては、今後の検討課題と思われる。

(6) 国・県の支援について

今回の総合評価一般競争入札や仕様書の作成には、統計局の大きな支援や県のアドバイスがあり、なんとか実施することができたが、市単独ではとても出来なかったと思われる。今後は、国・県にガイドライン化を要望したい。

Ⅲ. 調査の実施及び支援体制

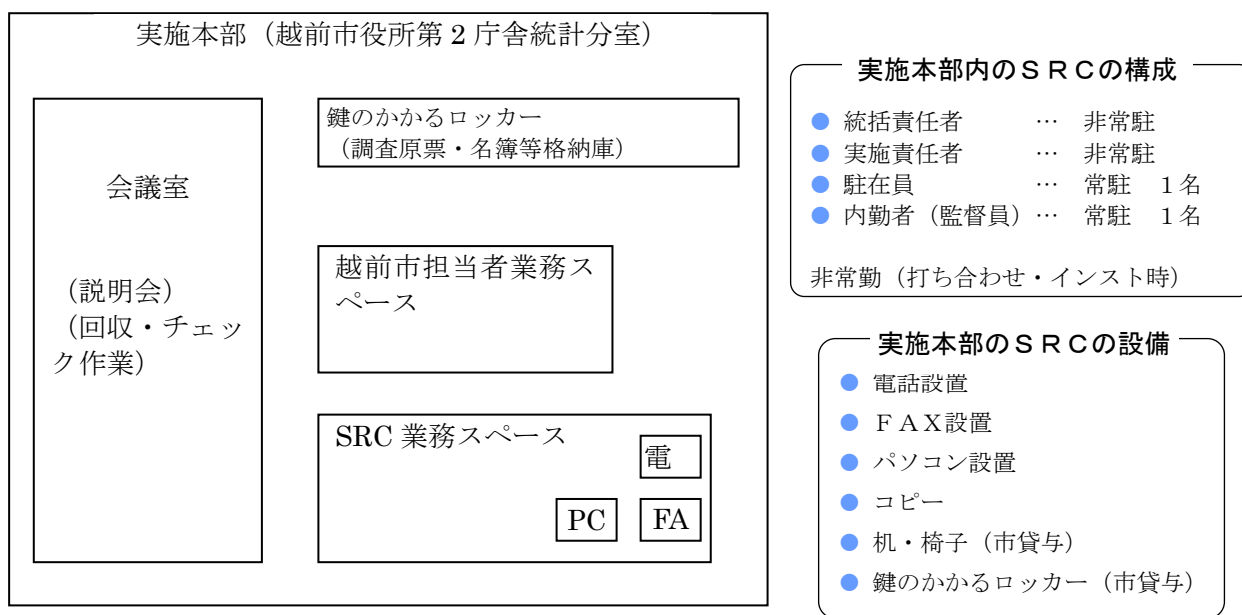
【1】調査事務の流れ



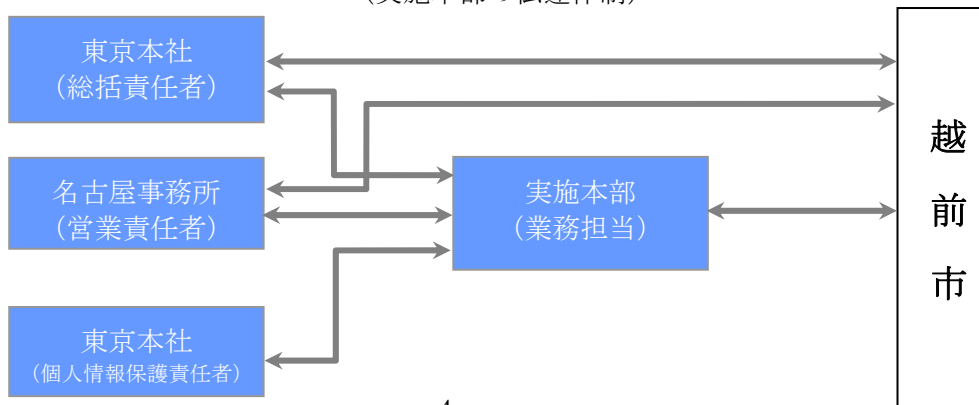
※ 越前市とSRCの間で実地調査業務委託契約を締結

【2】実施体制

- ・越前市市役所内に、「越前市就業構造基本調査実施本部」を設置（SRCの実施本部常駐：市から無償貸与）
- ・実施本部は、市担当者の業務スペースに同居（市担当者から日々直接指導）
- ・実施本部には2名常駐（社員1名、SV1名）



(実施本部の伝達体制)



【3】業務の実施及び支援

(1) 調査員の確保

- ・SRCの要請により、市統計情報協会から市登録調査員を紹介（本人の応諾を前提）
- ・調査員の全27人中10人が市登録調査員
 - *市実施の場合は1調査員1調査区のところ、今回は1調査員2調査区を担当
ただし、大規模な調査区については、「実施本部直轄」で実施
 - *市統計情報協会は、統計への知識・理解を深めるため広く市民ニーズに即した統計情報の収集、提供、研究、利用促進及び統計知識の向上、普及に寄与することを目的として設立された外郭団体（市を事務局）
 - *今回の越前市の52調査区について、自社の調査員のみで対応できる事業者は存在しないとの業界事情に配慮し、企画書提出の段階で、市登録調査員の中から10～15名程度は斡旋可能の見込みである旨を伝達

(2) 事前広報の充実

- ・市長名による依頼状（調査のお願い）の作成と各世帯への配布
- ・調査用パンフレット等に調査実施者及び調査の照会先となる「越前市就業構造基本調査実施本部」（SRCと越前市名、市役所を表示）を記載し周知
- ・市広報誌（9月号）のほか、調査対象地域の自治会回覧板での広報実施
- ・ケーブルテレビ（9月放映）を活用した広報実施
- ・統計局長名による越前市の民間委託での調査実施について記載した依頼状（調査のお願い）の作成と各世帯への配付

(3) 大規模施設への対応

- ・調査区内の大規模施設（病院や集合住宅）については、市とSRCの共同により事前協力要請の実施

(4) 調査の実施

- ・実施本部の指揮監督の下に、各調査員が調査を実施
- ・調査員への指示・指導は、実施本部の社員・SVが対応

(5) 照会対応

- ・世帯からの照会は「越前市就業構造基本調査実施本部」で受ける方法で対応

(6) その他

- ・SRCの要請により、その都度支援を行う。

IV. 国の民間開放の計画を踏まえた評価

【1】事業者が行った統計調査の質の評価

(1) 回収率

回収率 93.6% (全 825 件に対し 772 件) は、旧武生市の平成 14 年同調査約 94% であることから、近年の統計調査における非協力・拒否の増加状況を加味すると、高い回収率を確保したと評価できるのではないかと。

<調査員種別別回収率>

調査員種別	対象世帯数	回収世帯数	回収率
指定統計調査員	255	245	96%
民間調査員	514	471	92%
実施本部	56	56	100%
合計	825	772	94%

SRCの分析によると、市の市登録調査員と民間調査員の回収率は、4ポイントの差。

民間調査員の居住地で見ると、最も遠い福井市在住の調査員が 85% と平均回収率を 8ポイントあまり下回っている。

<民間調査員居住地別回収率>

民間調査員居住地	対象世帯数	回収世帯数	回収率
越前市	164	154	94%
南越前町	30	30	100%
福井市	200	170	85%
鯖江市	120	117	98%
合計	514	471	92%

回収率 90%以下の調査区状況 (SRC提供)

調査区	調査員種別	回収率	状況	理由
①	市登録調査員1	86.7%	別調査区は 100%	
②	市登録調査員2	68.8%	不在2 非協力3、別調査区は 100%	
③	SRC調査員A	86.7%	非協力2	
④		86.7%	非協力2	
⑤	SRC調査員B	78.6%	不在3 別調査区は 93.8%	ブラジル人地区+(マンスリー賃貸アパート・マンション)
⑥	SRC調査員C	60.0%	不在5、非協力1	オートロックの集合住宅
⑦		86.7%	非協力2	
⑧	SRC調査員D	68.8%	不在2、非協力2、別調査区 93.8%	ブラジル人地区
⑨	SRC調査員E	53.3%	非協力7 別調査区は 93.3%	ブラジル人居住のオートロックマンションで、派遣会社一括借上げ
⑩	SRC調査員F	86.7%	非協力2 別調査区は 100%	
⑪	SRC調査員G	81.3%	非協力3	

SRCの報告では、民間調査員で2調査区とも90%を下回った調査員が2名いるが、他の調査員は一方の調査区では90%を上回るため、調査員の質的問題では無いとしている。また、前記の2名のうち1名は民間調査員の中で居住地が一番遠い、福井市在住であったとしている。

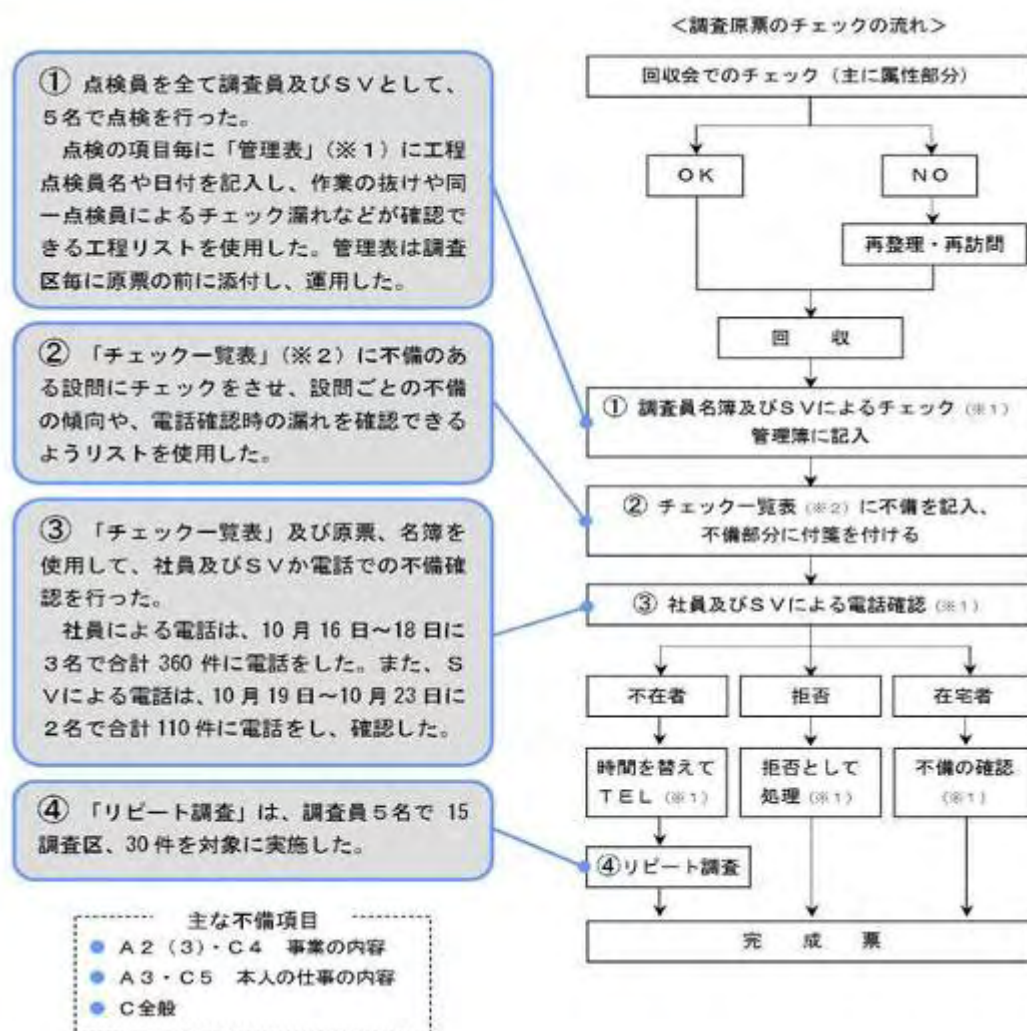
これら調査区の回収率が低い理由としては、次の点をあげている。

- ・外国人居住者が多い調査区では就業時間が不規則、日本人とのコミュニケーション希薄による調査拒絶が考えられる。
- ・集合住宅が多い地区で、調査拒否、単身世帯や共稼ぎで不在、オートロックマンションが理由として考えられる。

(2) 記入状況

SRCが調査票回収率・品質向上のために行った実施本部でのチェック体制図は、下の図のとおりである。実施本部では、調査員からの回収段階で調査に協力を得た場合でも、年收などの一部について拒否されるケースや、老人世帯で分からないという理由で不記載の調査票については、聞き取りの上80%の記載があれば有効な調査票として受け取っている。

(※調査票の検査・審査の流れ：SRC報告書より抜粋)



(3) 品質のモニタリング

SRCが調査員から回収した時点（内勤チェック時）の記入漏れや記入論理矛盾があった調査票の数は、市登録調査員とSRC調査員で大きな差は認められない。

	市登録調査員	SRC調査員	その他	合計	備考
調査員数	10	17	1	28	その他は、身体障害者療護施設
担当調査区数	17	34	1	52	その他は、実施本部による実施
調査票回収枚数(a)	687	1,336	56	2,079	
記入漏れ等のあった調査票枚数(b)	429	848	0	1,277	
記入漏れ等のあった調査票の割合(b/a)	62%	63%	0%	61%	

(4) 調査員アンケート

民間委託による統計調査に携わった調査員の意見を知るため、アンケートを行った。

・アンケート回答状況（回答率 84.6%）

	調査員	回答
市登録調査員(人)	10	10
SRC 調査員(人)	17	14
計	27	24

調査員調査区 51 地区、本部調査区 1 地区（若越みどりの村） 計 52 地区

1. 調査員説明会について

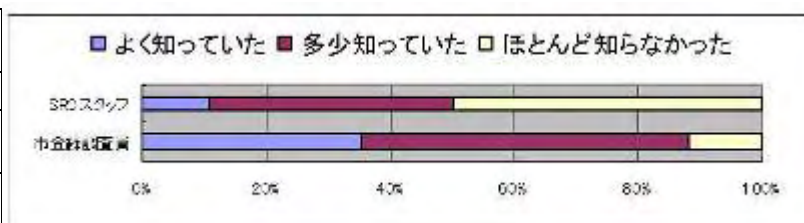
調査員事務説明会での理解について、62.5%にあたる調査員がわかりにくかったと答えている。今回の民間委託事業者決定までに時間を要したため、十分な準備が出来なかったこともあるが、後述の調査員の意見にもあるとおり、行政の実情や考え方を十分理解していないことに伴う調査時の苦労も多かった点を踏まえると、民間委託を行う場合であっても自治体側からは、地域特性や住民意識、調査での注意点などを説明したほうが良いと思われる。

	総数 (調査員数)	わかり やすい	わかりにくい			その他	無効 回答	
			説明について	書類について	その他			
実数 (人)	24	3	15	9	8	1	6	3
構成比 (%)	100.0	12.5	62.5	37.5	33.3	4.2	25.0	12.5

2. 担当調査区について

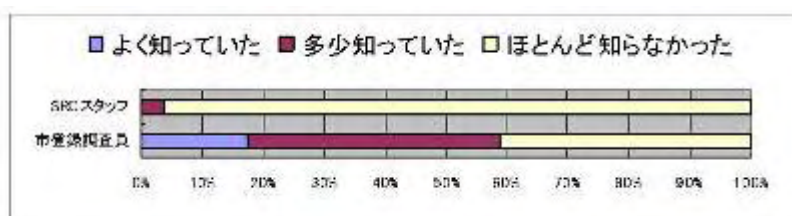
(1) 地理の認知度については、市登録調査員が地理に詳しい。

	市登録 調査員	SRC 調 査員
よく知っていた	6 調査区	3 調査区
多少知っていた	9 調査区	11 調査区
ほとんど知らなかった	2 調査区	14 調査区



(2) 居住地・地域特性の認知度については、民間調査員はほとんど知らなかったと答えている。市登録調査員でも初めて担当した地区があったことを示している。

	市登録 調査員	SRC 調 査員
よく知っていた	3 調査区	0 調査区
多少知っていた	7 調査区	1 調査区
ほとんど知らなかった	7 調査区	27 調査区



(3) 担当調査区数については、殆どの調査員が 2 調査区を受け持ったが、全員が適当と答えている。

3. 準備調査について

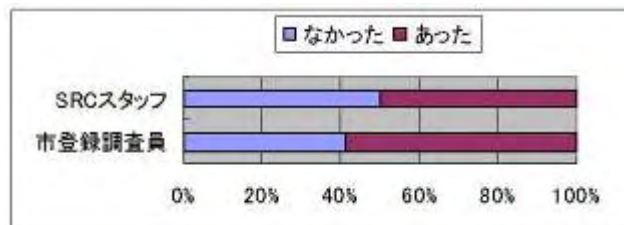
受持ちの地域の確認、居住世帯の確認を行う上で困ったことを聞いたところ、70.8%があったと答えている。

	総数 (調査員数)	なかった	あった	世帯との面接			無効 回答
				外国人世帯	その他		
実数 (人)	24	7	17	14	3	3	0
構成比 (%)	100.0	29.2	70.8	58.3	12.5	12.5	0.0

4. 調査票の配布・収集について

(1) 調査世帯から質問があったかを聞いたところ、全体では 54.5%があったと答えているが、市登録調査員の方が質問があったと答えた人が多い。

	市登録 調査員	SRC 調 査員	計
なかった	6	14	20
あった	10	14	24

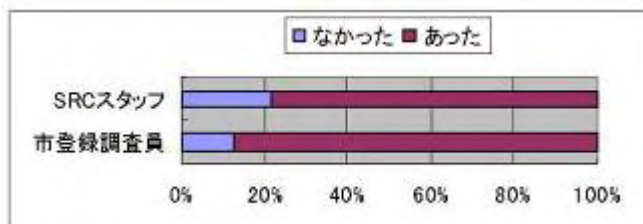


(主な質問の内容)

	総数 (調査員数)	調査票の記入の 仕方	調査対象に選ば れた理由	プライバシー保 護について	その他	無効回答
実数 (人)	13	11	4	2	2	0
構成比 (%)	100.0	84.6	30.8	15.4	15.4	0.0

(2) 調査票配布・収集の際に大変だと思ったことがあるかと聞いたところ、ほとんどの人があったと答えている。

	市登録調査 員	市登録 調査員	SRC 調 査員	計
なかった	2	6	8	
あった	13	21	34	
無効回答	1	1	2	



(大変だった理由)

	実数	総数 (調査区 数)	不在世帯 何度も訪 問しなけ ればなら なかった	オートロ ック・マン ションで 建物に入 れない	調査の趣 旨などの 理解が得 られない	調査会 社・調査 員のこと についての 質問	何度も督 促しなけ れば、調 査票に記 入してく れなかつ た	その他	無効回答
複数回答	34	34	26	4	12	3	5	4	0
	100%	100%	76.5%	11.8%	35.3%	8.8%	14.7%	11.8%	0
上記のうち最も困 った理由をひとつ あげる	34	34	13	1	3	0	1	3	13
	100%	100%	38.2%	2.9%	8.8%	0.0%	2.9%	8.8%	38.2%

(3) 調査票の配布・収集時の訪問状況について

① 調査票の記入を依頼するために、どのくらい世帯を訪問したか。

SRC調査員が4回以上訪問している調査区数が多いのは、地理、居住者・地域特性をほとんど知らなかったと答えた調査員が多かったことと関連していると思われる。

	市登録調査員	SRC 調査員
初回	1 調査区	0 調査区
2～3回	11 調査区	12 調査区
4回以上	5 調査区	16 調査区

②面接が出来なかった場合に、調査票を郵便受けに投函したのは何回ぐらい訪問したあとか。

SRC調査員は全員が4回以上と答えているのに対し、市登録調査員は2～3回で投函したケースがほぼ半数となっている。ベテランの調査員で地元精通しているため、対象世帯に会いやすい時間帯などの情報を得やすいことが考えられる。

	市登録調査員	SRC調査員
初回	0 調査区	0 調査区
2～3回	4 調査区	0 調査区
4回以上	5 調査区	10 調査区

4回以上の場合最も多く訪問した回数を聞いたところ、5回7名、6回2名、7回1名、8回1名、10回2名、最高は15回1名で、非常に苦労していることがわかる。SRCからは、経営的な観点から何回訪問したら見切るのか基準を示してほしいとの要望があったが、明確に基準を示すことは難しく、今後の課題と思われる。

(4) 調査員が訪問した時間帯を聞いたところ、不在世帯へは平日、休日、時間帯を変えて訪問している努力がうかがえる。SRC調査員で遠方の人は朝には回れないと答えている。

	市登録調査員			SRCスタッフ			合計			無効回答
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	
平日	2	6	7	0	9	14	2	15	21	6
土曜日	2	9	0	0	14	8	2	23	8	11
日曜日	2	7	4	2	15	10	4	22	14	4

5. 世帯の協力状況について

協力的でない理由について、最も多いのは「面倒又は忙しい」で45.5%となっているが、「答えたくない事項がある」が40.9%と調査の内容が学歴や年収などプライバシーに関することを心配する人が多い。

また、「近所の人や知人は対象となっていない」つまり何故自分の家が対象になったのか？あるいは、いつも自分のうちばかりが当たるのか？といった抽出された理由に疑問をいだくのが25%、行政に対する不満が13.6%となっている。

	複数回答		最も多かった理由ひとつ	
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)
総数 (調査区数)	44	100.0%	44	100.0%
面倒又は忙しい	20	45.5%	7	15.9%
調査事項が多い又は難しい	7	15.9%	3	6.8%
答えたくない事項がある	18	40.9%	2	4.5%
結果がどのように活かされているかわからない	8	18.2%	3	6.8%
何の調査でも協力したくない	16	36.4%	3	6.8%
近所の人や知人は対象となっていない	11	25.0%	1	2.3%
行政に不満がある	6	13.6%	2	4.5%
理由不明	1	2.3%	0	0.0%
その他	9	20.5%	2	4.5%
無効回答	6	13.6%	21	47.7%

(5) 調査員意見交換会

平成 19 年 11 月 26 日、市登録調査員、SRC 調査員と意見交換会を開催した。
各調査員から出された意見は以下のとおり。※発言のとおり記載

・市登録調査員

- (市 A) (調査説明会) よくわからなかった。準備調査は田舎の地区。
奥さんは分かったといっても、家族が拒否した。旦那は会えない。
- (市 B) (調査区の) 地理がよく分かっていた。
拒否は若い人ほど多い。年配の人は協力的。マスコミの影響でプライバシーに敏感になっている。
名簿の書き方。順番が同じだと、あたりやすいのでは？ (住宅・土地統計調査や国勢調査などの他の調査と同じが良いという意味)
何回も行っているうちに、こっちが根負けしないぞという気持ちになる。
中国人の世帯があったが、粗品のおかげで調査できた。
- (市 C) 会えないことが多かった。ノックをすると中から「うるさい！」と怒鳴られ怖かった。
第一印象は笑顔で、第二印象は会釈で、第三印象は会話で、を心がけ、何回も会ううちに信頼関係が得られて調査票を書いてもらえた。
- (市 D) (調査員説明会について市職員の場合) 言葉がちがうので、聴きづらかった。
拒否の理由として「毎回あたる」というのでは？ 顔見知りだから調査に協力してもらえるのではないかと。3～5 回面談が 4 割。全部の世帯から、時間帯の約束をもらってスムーズにいった。準備調査期間が雨で大変だった。
- (市 E) 事前依頼はがきの宛名がちがっている、と怒られた。2 件。
中国人に会うときは、中国語が分かる知り合いに付いてきてもらった。粗品があったので、やりやすかった。粗品はあるといい。鉛筆のほうがよかったかも。
- (市 F) いつもうちがあたる、と言われる。実名の記入に抵抗。名前は市役所で分かるだろう、と言われる。年収欄は市役所で利用されることに抵抗がある。
派遣会社のマンションは困難だった。家主も借主の会社を教えてくれなかった。会えても夜勤交代勤務の為、昼間は迷惑がられた。

・SRC 調査員

- (S 1) 最高 15 回以上行った家があった。人材派遣のアパートは夜に行った。全数調査 (回収) がプレッシャーだった。苦しかったが、いい経験が出来て今思えば楽しかった。
- (S 2) 広報が大事なのではないか。チラシでは、世帯は目を通さない。マスコミをもっと利用してはどうか。若い人に対する知名度が重要。義務であることが浸透していない。はじめて官庁統計調査を行った。答え易いアンケート (にすること) と納得できるパンフレットを充実させると良い。
- (S 3) 最近行政に対する信用が低下している。若い方が理屈っぽく、協力したがない。行政側が事前に、(調査員が) 調査に行ったら、すぐ協力できる環境にしておくべきである。
- (S 4) グループホームが対象にあたったが、何でうちが当たるんだと言われた。家族から了解をとってないと言われた。グループホームを対象に調査をするのは疑問だ。
市役所の調査ということで、概ね好意的であった。越前市の人の方が協力的だった。
- (S 5) 75 世帯のうち半分がブラジル人。日本語のチラシでは分からない。用意できていなかった。困った。統計調査の用途の説明がほしかった。説明会では、ブラジル人は日本語が話せると言われていたが、違った。他の調査は概ね順調だった。
- (S 6) (調査員説明会) くだけた表現で説明してほしかった。2 割は 4 回以上訪問した。対象者から依頼があったときだけ、郵便受けに投函した。

会社の寮が調査区対象世帯の半数を占めているが、適切な調査なのか？

(S 7) 調査員の担当地区が固定されているのは、デメリットが大きい。近所の人では答えにくい。知らない人の方のほうが協力しやすいのでは？

田舎は順調に調査できた。調査は順調だった。

(S 8) 住宅の番地は準備調査での調査が難しかった。

老人に調査するな、と息子さんに言われたという世帯があり、その世帯は、息子さんに書いてもらった。

年収を答えたくないという拒否があった。

担当地区が田舎だったので順調だった。

(S 9) 住宅地図の字が小さく、番地が細かかった。

(S V) アンケート調査と変わりが無い。まず、調査員が調査の目的を理解すべき。調査員自身が名簿・要計表などの書き方ができていなかったもので、説明会で詳細に説明すべきだったのでは。

全国初に関われたことは楽しかった。抽出方法の工夫や代替調査の方法を。顔写真付の身分証明書が欲しかった。調査員のレベルアップが必要。

(6) 民間が行った統計調査の質の評価のまとめ

① 調査員について

i) SRC調査員について

SRC調査員調査区で回収率が90%以下のものが多かったことについて、SRCの考察では、市登録調査員とSRC調査員の質の差は無く、外国人居住区等の調査区特性によるものとしているが、調査員アンケートや意見交換会の内容からは、

- ・官の行う統計調査の目的や手法についての理解が少ないこと。
- ・越前市の産業構造や外国人の割合、派遣会社数の多さ、共稼ぎ率の高さなどの地域特性を良く知らないために、調査に苦勞している。
- ・行政に対する不満を表明する調査拒否者の翻意を促すための対応がとれず、「行政の不信が、調査拒否を招いている」というような第三者的な意見も目立つ。

ということが窺い知れる。

しかしながら、こうしたSRC調査員の不慣れな点を、SRCが品質を確保するために採算を度外視してバックアップした結果、事業者総体として高い回収率を獲得したとみることも出来る。

ii) 市登録調査員について

今回、市からの委託ではなく、民間会社の調査員として調査業務に携わることに応じてもらった10名は、統計調査業務の公共性に使命感を持って携わっている人や、収入のひとつの手段として責任感が強い人、市職員OBでボランティア的な意識で請け負っている人など、経験豊かで優秀な人が多く、各々で独自に工夫や努力をしている人であった。何回も通ううちに信頼を得て拒否者から協力を得るなど、大変な努力をしている人もいる。

iii) SRC調査員と市登録調査員の比較

今回の統計調査をもって、SRC調査員と市登録調査員の優劣を評価することは困難である。SRC調査員は、会社のマネジメントに応じて、きちんと仕事をする印象で、調査に慣れれば、質は向上していくと思われる。一方、市登録調査員の中には、民間では望めない使命感を持って報酬を超えた努力をする人がいることも事実である。

② 事業者の取り組みについて

○ 調査票の記入状況（質）の結果について

市では納品検査のみで、「(2) 記入状況」で記載したとおり一次審査はSRCが行っている。

SRCは、この調査票のチェック時に、常駐社員や現地のスーパーバイザーと社員のみならず、東京本社や名古屋事務所から採算を度外視して大量に人員を投入して行った結果として、統計局によるSRCの審査状況のモニタリング検証でも、回収調査票に占める記入漏れの割合が13%となっている。

市がこれまで行っている統計調査における納品後の県の二次審査で記入漏れ等の割合は統計を取っていないため、13%の数字の評価は難しいが、担当者としては、SRCにおいて相当程度の審査が行われたと認識している。

SRCは、調査票の質問項目間での論理矛盾等を発見するノウハウの経験不足を報告しているが、こうした点について行政側との連携を深めることで質を高めることは可能と思われる。また、集中的な人材投入や調査員に対するマネジメントなど、見習う点が多い。

③ 調査員アンケート・意見交換会からの問題点について

- i) 準備調査時に不在世帯の名簿を表札や住宅地図から作成しているが、その名簿から抽出した世帯に依頼状を送付しており、宛名が亡くなられた人や屋号等になったことについて、調査員に苦情が多く寄せられた。

問題点

- ・住民基本台帳情報から世帯抽出をして行う調査ではないということが、住民から理解さ

れていない。市職員等であれば説明できると考えられるが、調査員は市役所で対応すべき問題と考えている。市から説明の仕方などのアドバイスや住民広報が課題。

- ・事前準備における調査区に限っての住民基本台帳情報を利用できる環境が必要と思われるが、この場合行政側が深く関与しないと難しい。

ii) 行政に対する不信感

個人情報を守るのか、調査そのものが必要なのか、無駄遣いではないのか、などの意見が多い。

問題点

- ・マスコミの行政批判が不信感を助長している面が強く、こうした不信感を取り除くことは行政にしか出来ないのではないか。

iii) 不在や調査拒否世帯へ訪問する回数などの基準

S R Cは、回数・時間などの見切り基準を求めている。民間であれば当然と思われるが、そのような基準を示すことは難しい。しかし、一定の基準を示すことも有益と思われる。市登録調査員の中には、10回以上訪問したと答えた人が複数いたが、すべての市登録調査員に同様な対応を求めるのは不可能と思われる。

行政として最も住民に身近な市町村では、業務が多岐に渡るため、行政に対して複雑な感情を持つ事業者や住民も存在し、そうした背景から調査拒否をされるような場合は、調査員での過度な対応は控え、市が直接関与することが必要な場合もある。こうした観点から見ると、今回は民間委託の試行的な意味合いから調査時における市職員の調査員に対する直接関与は控えたが、ケースに応じての市職員の直接関与が必要と感じた点である。

iv) 外国人、集合住宅の対策

越前市は、電子素材や自動車関連など先端産業の大規模事業所が多く、外国人や派遣会社社員が非常に多い市であるため、国勢調査時には外国人パンフレットや企業に協力を求めるなどの工夫をしている。セキュリティマンションの増加など、調査が非常に困難になってきている実態は全国的な傾向と同じであるが、越前市は特に問題が多い点である。今後の民間活用を見越していけば、こうした集合住宅などに対する調査は、調査員ではなく、管理している会社や不動産会社等に一定の費用を支払って調査の依頼・協力を求めていく方法があっても良いと感じている。

v) 拒否対策

調査員の意見から、高齢者は協力的な人が多いが、若年層で拒否が増えている、また、マスコミの官批判が繰り返されている今日、行政への不信が高まっている影響が大きいと感じている。統計調査の合理化も必要であるが、行政に携わる立場の責任として、住民の協力意識の醸成には関わっていく必要を感じている。

【2】市の業務の効率化についての評価

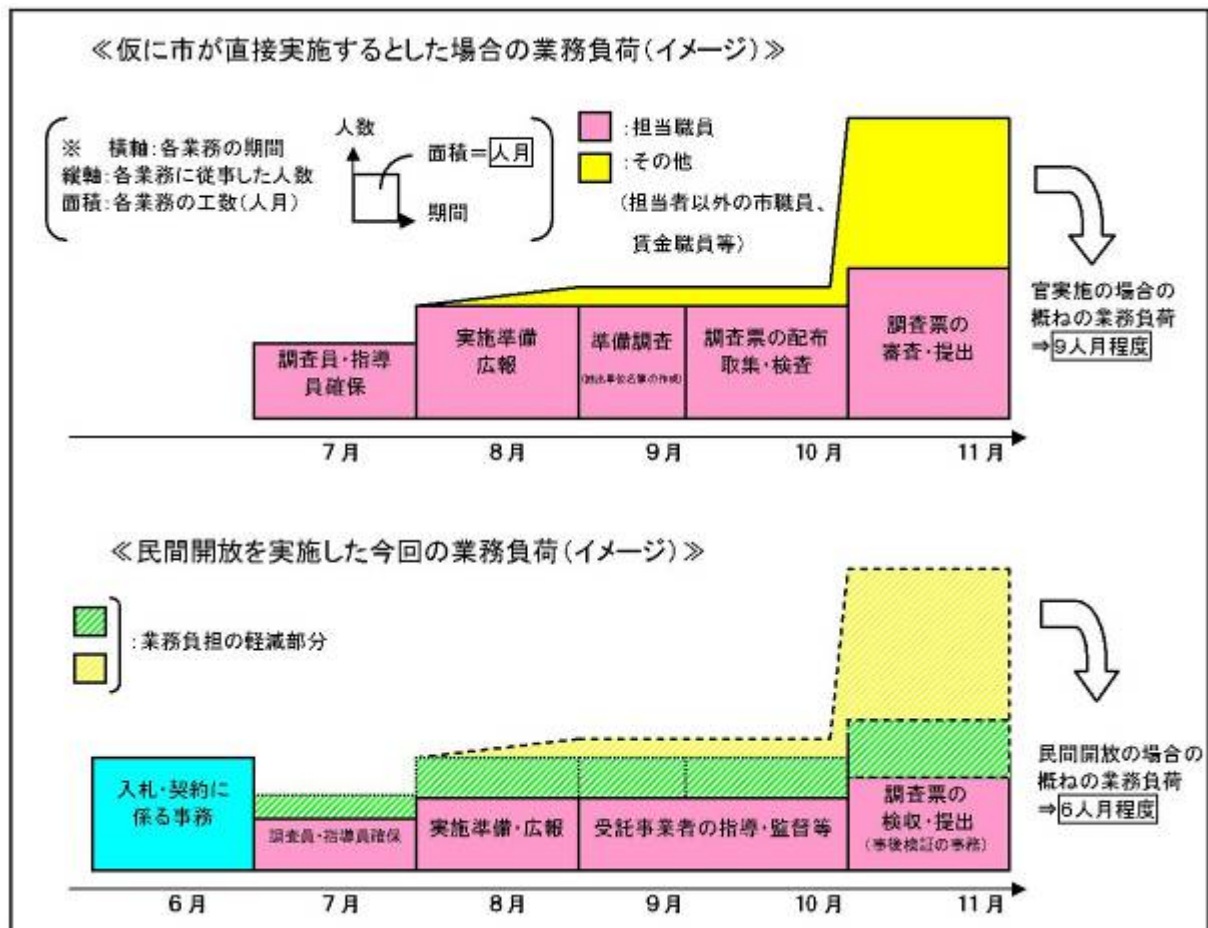
(1) 入札業務

民間委託により新たに発生した業務であり、事業者が非常に少ない現状で、統計調査の質を確保するために総合評価一般競争入札で行ったが、市では経験が無く大きな負担であったものの、統計局の全面的な支援により何とか実施することが出来、市として貴重なノウハウを得る機会となった。

(2) 本調査の実施に係る業務

民間事業者が統計調査業務を全面的に請け負う能力を確認する意味もあり、福祉施設や集合住宅での初めの調査協力依頼等を除き、市の直接の関与を控えた面もあるので、実査段階での市職員の業務時間は短縮されている。特に、調査員から提出された調査票の審査については、市では従来より簡略な形式での納品検査となったことから、市の審査事務の負担は大きく減となっている。

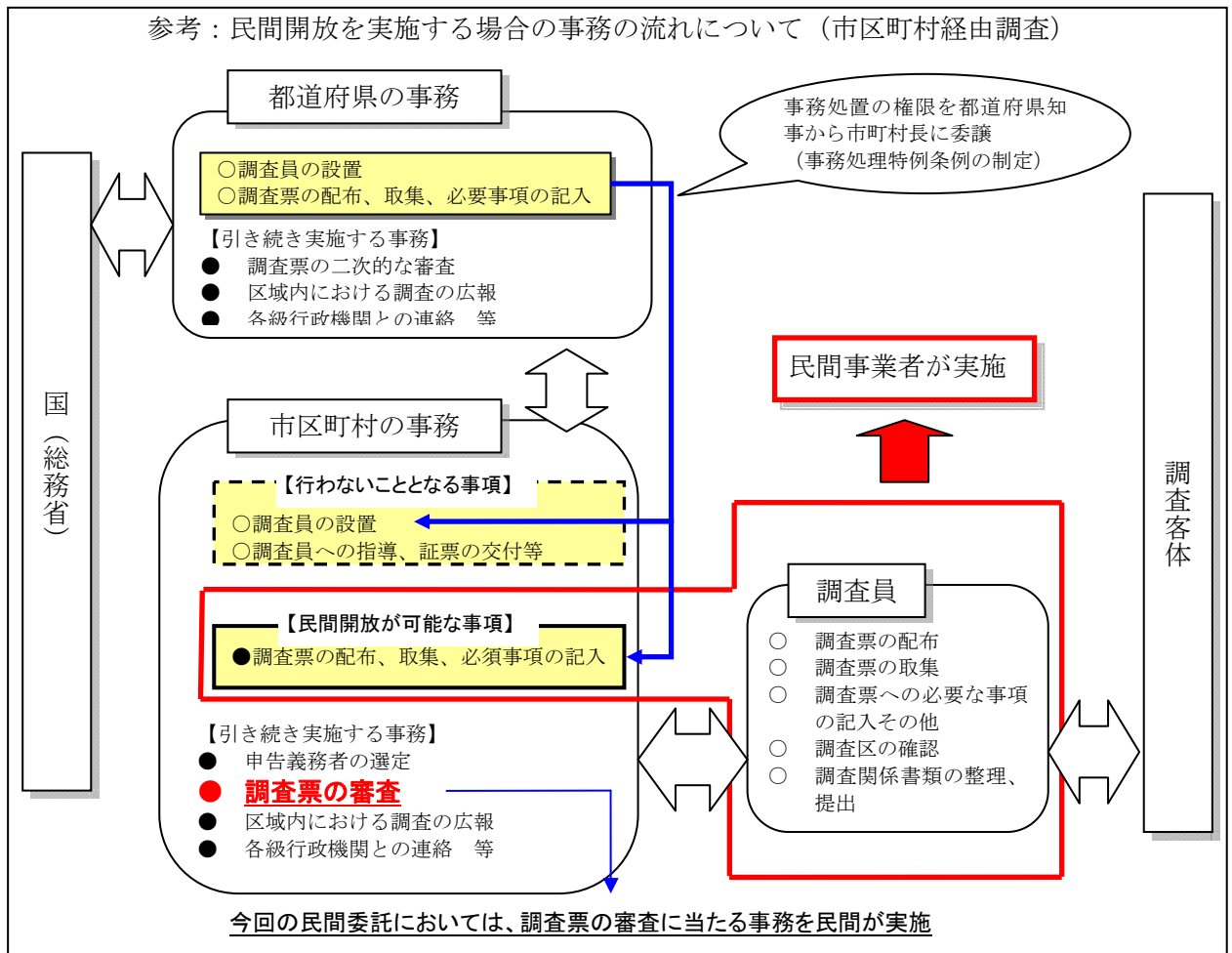
今回と同様に、質の確保に関連する審査を含む委託方法であれば、入札業務の増加を含めても、越前市での市職員の業務量は仮に市で実施するとした場合と比べて概ね3分の2程度になるものと推計している。(越前市の統計係専属は2名で、指定統計調査業務と統計に関する他の業務(統計の集計、広報、提供業務等)に当たっている。指定統計調査の繁忙期は適宜他の係の職員が応援したり、臨時職員を雇ったりするので、市直営で行うこととした場合は9人月、今回の民間委託の場合は入札事務等を含め6人月程度と試算



(備考) 上記の図は、あくまでも今回の越前市における民間委託の条件に即したイメージ図であり、自治体の規模、都市と地方の地域特性の違い、自治体の職員事務の割振りなどに依りて大きく異なると思われる。

また、前述のとおり、審査の負担軽減が寄与するところが大きく、上記の図のとおりになるためには、多くの課題がある。

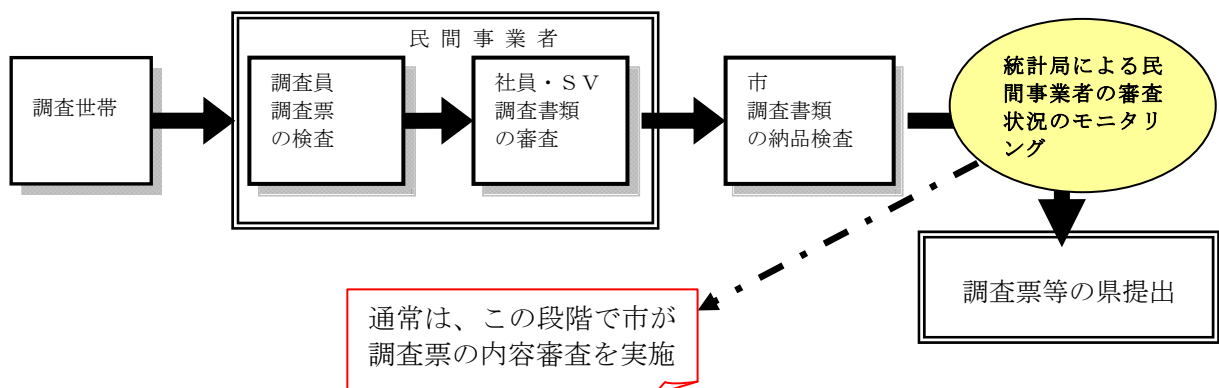
(3) 審査事務



市町村が民間開放する場合の事務の流れについては上図の枠内と想定されていたが、今回は調査票の審査に当たる事務を、民間事業者で調査員が収集した調査票のチェック・再調査・電話確認を行う方法で委託しており、市は抜取りによる納品検査を行うこととした。

SRCとしても、就業構造基本調査のような世帯訪問を伴う統計調査は初めての経験で、相当苦勞を伴ったようであり、この審査にあたるチェック作業時は現地のスーパーバイザー調査員や現地駐在員のみならず東京本社や名古屋事務所からも多くの社員を投入し、延べ55人で「調査の質」を確保したとしている。

したがって、もしも従来どおりの審査を越前市が行っていたら、越前市職員の事務は殆ど軽減されなかったと想定される。



(参考) 市の行った納品検査要領

検査は、調査区ごとに、以下の手順により行う。

I 「調査書類」記入状況の検査

1. 『抽出単位名簿』の検査

調査区ごとに『抽出単位名簿』を特に次の点に注意して検査し、『納品検査確認リスト』表紙の“適”“否”を“○”囲みする。

⇒ 1調査区当たりの『抽出単位名簿』は複数枚に及ぶが、1調査区分の『抽出単位名簿』がすべてそろっているか。

2. 『調査区要図』の検査

調査区ごとに『調査区要図』を特に次の点に注意して検査し、『納品検査確認リスト』表紙の“適”“否”を“○”囲みする。

⇒ 調査区の分割・合併をした場合、原則として、最初に作成した『調査区要図』に市町村から指示された調査地域の抽出単位等を図示することとしている。なお、1枚では図示しにくい場合は、新たな『調査区要図』の用紙をあわせて配布し、この用紙に指示された調査地域の抽出単位等を図示することとしているが、このような場合、当初作成した分と新たに作成した分がそろっているか。

3. 『要計表』の検査

調査区ごとに『要計表』を特に次の点に注意して検査し、『納品検査確認リスト』表紙の“適”“否”を“○”囲みする。

⇒ア 「調査区符号」は、『抽出単位名簿』の調査区符号と一致しているか。また、「調査区符号」は、『要計表』の次に配列されている調査票の調査区符号と一致しているか。

イ 「抽出単位総数」及び「居住者有の抽出単位数」は、『抽出単位名簿』のこれらの事項と一致しているか。また、「調査世帯数」及び「調査票取集枚数」は、取集した調査票の枚数等がこれらの事項と一致しているか。

ウ 『抽出単位名簿』で調査対象として選定されたすべての抽出単位について記入されているか。

エ 記入が裏面に渡る場合、また、複数枚に渡る場合でも、「合計」は1枚目の表面に記入されているか。

オ 汚れ、折れ、破損などがないか。

カ 「枚目」が正しく記入されているか。

キ 黒の鉛筆又はシャープペンシル以外の筆記用具で記入されていないか、マーク及び数字の記入の仕方が正しくないものはないか。

II 「調査票」記入状況の検査

1. 各調査区（全52調査区）の中から、10%の世帯（任意の2世帯分）の調査票を抽出する。

2. 調査票の「調査区符号」、「世帯番号」、「世帯員番号」を『納品検査確認リスト』表紙に転記する。

3. 調査票の記入内容を確認し、記入の必要がある欄に記入がない場合は、それぞれ『納品検査確認リスト』の該当する欄に“×”を記入する。

なお、その際に補筆・訂正は行わない。

4. 「世帯員番号」ごとの“×”の件数をページごとに小計として取りまとめた後、総計として積み上げ、『納品検査確認リスト』表紙に転記する。

【3】受託可能性

○ 受託事業者の業務遂行能力について

【1】で記載した実施結果を見る限り、また、受託事業者が大きな事故等なく業務を実施した事実を踏まえれば、受託事業者は一定の質を成し得たものと評価できると考える。こうした一定の質を確保したことには、以下のようなことも関係している。

1 調査区内の大規模施設（病院や集合住宅）については、今回、市とSRCの共同により事前協力要請をしており、SRCの報告でも越前市との共同により委託業務を達成できたとしている。

調査区が大規模な施設の場合は、行政からの調査依頼には協力を得やすいが、民間事業者のみでは協力が得にくいと思われる。

また、越前市内には集合住宅を丸ごと派遣会社が借り上げ、外国人しか居住していないケースもあり、こうしたケースの場合は民間事業者よりも、雇用側の企業等との関係が深い自治体が直接依頼を行い、協力を求める方がスムーズに行く場合もある。

2 今回、民間委託であっても、住民の拒絶反応が少なかったが、実施本部を市役所内においたこと、そして、調査世帯の照会先として市役所実施本部を周知したことも、ひとつの成功要因と考えている。

3 民間事業者として、調査員に対するマネジメント、品質向上のためのQC能力など、自治体には不得手な部分で、民間事業者の能力の高さは十分認識している。しかし、民間事業者よりも自治体のノウハウが優れている面もあると確信する。実際、行政に対する不信への対応は民間調査員や民間事業者には無理であり、行政としての説明責任を果たすべき市が関与しなければいけない面は多い。

したがって、民間委託といっても、越前市の支援・協力なしには、高い回収率は実現できなかったと認識している。

越前市の結論としては、全部を委託するフルアウトソーシングではなく、民間会社の優れているノウハウを活用する部分委託として、民間の力を借りながら主体的に統計調査に関わっていくべきと考えている。

【4】市民の理解について

(1) 客体アンケートの結果

1 調査の実施状況について

＜調査員の対応状況＞

好感が持てたは26.3%、印象が悪かったは4.7%で、概ね良かったと評価できる。

	総数	好感が持てた	普通である	印象が悪かった	訪問を受けたことがない	記入なし
実数	445	117	288	21	13	6
構成比(%)	100.0	26.3	64.7	4.7	2.9	1.3

＜調査票の記入者＞

	総数	有効回答	世帯主						配偶者のみ	配偶者と他の世帯員	配偶者と世帯員以外	他の世帯員のみ	世帯員以外のみ	世帯では記入していない	記入なし
			世帯主のみ	世帯主と配偶者	世帯主と他の世帯員	世帯主と世帯員以外	世帯主を含む3人以上								
実数	445	442	318	169	61	27	4	57	66	17	1	35	3	2	3
(%)	100.0	99.3	71.5	38.0	13.7	6.1	0.9	12.8	14.8	3.8	0.2	7.9	0.7	0.4	0.7

(複数回答)

	総数(世帯数)	世帯主	配偶者	他の世帯員	世帯員以外	世帯では記入していない	記入なし
実数	445	318	202	136	8	2	3
構成比(%)	100.0	71.5	45.4	30.6	1.8	0.4	0.7

2 コールセンターについて

＜コールセンターの利用状況＞

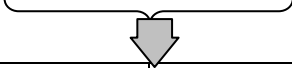
この調査において総務省統計局が開設したコールセンターについて、「知っていた」が114世帯(25.6%)、「知らなかった」が331世帯(74.4%)となっている。

「知っていた」世帯について、コールセンターの利用状況を見ると、「利用した」が約4割、「利用しなかった」が約6割となっている。

	総数	知っていた			知らなかった
		利用した	利用しなかった		
実数	445	114	41	73	331
構成比(%)	100.0	25.6	9.2 (36.0)	16.4 (64.0)	74.4

<コールセンターを利用した感想>

	利用した世帯	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
実数	41	10	15	13	3
構成比(%)	100.0	24.4	36.6	31.7	7.3



	どちらかといえば不満又は不満の世帯	電話のつながりがよくなかった	オペレータの対応の態度がよくない	オペレータの説明がわかりづらい	回答までの時間が長い
実数	16	2	4	11	5
構成比(%)	(100.0)	(12.5)	(25.0)	(68.8)	(31.3)

注1)複数回答のため、内訳の計は「どちらかといえば不満又は不満」の世帯数を上回る。
注2)構成比は、「どちらかといえば不満又は不満」の世帯数に対するそれぞれの項目の実数の割合を示す。

3 調査員について

<調査員について①>

この調査に従事した調査員が民間事業者の調査員であることを「知っていた」が151世帯(33.9%)、「知らなかった」が291世帯(65.4%)となっている。

	総数	知っていた	知らなかった	記入なし
実数	445	151	291	3
構成比(%)	100.0	33.9	65.4	0.7

今回の調査を民間委託で行う趣旨の依頼書を統計局長名ならびに越前市長名で配布し、市の広報やケーブルテレビ、区長回覧などで周知を行ったが、アンケート時まで知っていた人が3人に1人しかいなかった。

<調査員について②>

このような調査を行う場合、国・県・市の調査員と民間事業者の調査員の「どちらでもよい」が230世帯(51.7%)、「国・県・市がよい」が96世帯(21.6%)、「民間事業者がよい」が43世帯(9.7%)、「分からない」が71世帯(16.0%)となっている。

民間事業者であることを知っていた人が33.9%なのに、どちらでも良いと答えた人が51.7%であるのは、市役所を前面にした広報・周知を行ったこと、調査の照会先を市役所を明記した実施本部にしたこと、3分の1の調査員が市登録調査員であったことなど、市役所が積極関与する今回の仕組みで行っていることもあって大きな抵抗を感じなかった面があるものと推測している。

一方で、民間事業者9.7%に対し、官が21.6%と2倍以上であることに留意する必要があり、行政に厳しい目が向けられている今日でも依然として、市に対する一定の信頼感の存在が認められる。

	総数	どちらでもよい	国・県・市	民間事業者	分からない	記入なし
実数	445	230	96	43	71	5
構成比(%)	100.0	51.7	21.6	9.7	16.0	1.1

<調査に携わる者が配慮すべき点>

調査員に配慮して欲しいことを聞いたところ、秘密の保護をあげる人が非常に多いことが判る。

	総数 (世帯数)	秘密の保護	適切な受け 答えとてい ねいな対応	訪問時間 への配慮	その他	特になし	記入なし
実数	445	362	205	159	14	39	0
構成比(%)	100.0	81.3	46.1	35.7	3.1	8.8	0.0

(自由記入欄記載内容) ※アンケート記載のまま

- ・ 調査員の対応 良いとの意見 17 件、良くないとの意見 11 件
- ・ 訪問日時の約束のこと 13 件 約束を守ったとの感謝 1 件あったが、約束の時間に来ないあるいは時間帯の苦情が 12 件あった。
- ・ プライバシー及び個人情報保護のこと 13 件
 - 名前と住所を調査票に記入するのは抵抗あるとの意見。
 - 調査員、行政に個人情報を預ける信頼が置けない。
 - 個人情報管理の徹底をしてほしい。
 - 年収など、プライバシーを聞くのは止めてほしい。
- ・ 民間委託のこと 14 件
 - 民間調査員でも好感がもてた。
 - 官でも民でも調査員はパートかアルバイトで信用できない。
 - 市職員が調査をすべき。
 - 民間がくると思っていたら、近所の役員（市登録調査員）が来たので戸惑った。
 - 近所の顔見知り（市登録調査員）だったので安心した。訪問販売など増えているので用心される。
- ・ 受託事業者のこと 2 件
 - 「サーベイリサーチセンター」自体がどのような会社なのか説明がなかった。
 - 初回訪問時、「越前市の委託で来ました」とかの表現があるとよかった。
- ・ 調査内容のこと
 - 調査の内容が難しい。
 - 調査の目的がわからない。説明も不十分。
 - 職歴・学歴を調べる必要があるのか疑問。
 - 書きたくない設問が多い
- ・ 調査員訪問調査のこと 6 件
 - 勤務時間の関係で、夜の一定時間にしか調査員と会えない
 - 調査員が家を廻る調査はお金がかかりすぎる。インターネットや郵送など他の方法で
 - 粗品などいらぬ。
 - 図書券など協力した人に謝礼をだすべき。
 - 回収期間が短かすぎる
- ・ 調査対象選定のこと 3
 - 調査を行うなら、抽選ではなく、全世帯に行うようにしてほしい。
 - 5年後にまたあるようですが、同じ人にあたらないようにお願いします。
 - 家が選ばれた方法に不審
- ・ 調査内容の事後照会のこと 8 件
 - 確認の為に電話があったが、顔が見えないので、間に答えるのに不安であった
 - 調査票提出後、内容に関する問合せの電話を頂いたが態度がよくなかった。
 - 統計調査を出した後に、家に電話するのはやめてください。
 - 後日の電話が非常に不愉快であった
 - 役所(実施本部)が携帯電話から掛けてきて、いろいろな個人情報を聞くのはやめてほしい。
 - 回答しているにも関わらず、あとから電話してきて、その事業所が何を作っているのか、いつやめたのか、その理由などを聞かれても困る。しつこく同じ事を聞く必要などない。
 - あとで電話をかけてくると、悪徳商法と間違うので電話をかけるべきではない。
- ・ 事前依頼ハガキ・事前広報のこと 3 件

- 前もって、「アンケートします」という通知は良い。
- はじめにお知らせがあったので、何の不安もなく記入に応じました。
- 事前の通知があったため、問題はありません。
- 調査結果について 2件
 - 統計調査がまとまったら図書館で閲覧したいので、知らせて欲しい（市政広報等で）
 - 統計の結果がどのような形で公表されるかも同時に知らせて載せれば調査協力にもより協力的に行えると思う。
- 調査票の封入れ提出のこと 3件
 - 調査員が記入漏れが無いか調べると言って、封を開けようとした。
 - 回収に来られたときに「中を確認させてください」と言われ、不信感を持った。
 - 調査関係入れの袋の表書き（調査員が記入すべきもの）が不備
- 対象者名簿の名前の間違い 3件
 - いかなる方法にて対象者を抽出したのかは知らないが、死去してから数年も経ている人の名で案内が来ていた。全くいい加減な話で、二度と協力しない
 - 調査会社と国・自治体との責任分担が不明確。市の名簿から無作為抽出して氏名の誤りが生じる理由は何か？事後処理も同様にあいまいにしたのではないか？当初、市長名を使った「サギ」と感じた。
 - 依頼時に名前を間違えられた事。本当に県・市から委託された調査なのか不安であった。

(2) 客体アンケートの総括

① 広報の問題

今回は民間委託で調査を行うことについて、市広報、ケーブルテレビ、「調査協力のお願い」（2種）によって周知したが、民間会社が調査を行ったことを知っていた人は3割程度にとどまり、広報の方法について今後の大きな課題が見えてくる。

② 民間委託の反応

民間会社が統計調査を行うことへの抵抗は意外に少ないとの印象である。また、1割弱の人は民間の人の方が良いと答えており、顔見知りの調査員に収入や個人情報を知られたくないので、業務として行う民間調査員の方が良いと感じている人もいない。また、行政は非効率と思いついでいる人も、民間が良いと答えていると推定される。

一方で、市が実施すべきと答えた人が、民間事業者が良いとする人の倍以上存在するということは、行政への不信がある一方で、官に対する信頼感も存在すると思料される。

若年層を中心に、行政不信は広がっている意見が目立ち、行政の信頼回復のためには民間委託も利用しながらも、行政としての説明責任を果たし、信頼を得る不断努力が必要と思われる。

③ 個人情報保護意識

個人情報を集めることへの抵抗感が強まっていることがうかがい知ることができる。

また、個人情報保護を求める意見が非常に多く、統計調査が厳重に個人情報保護を行っていることについて、広報充実が必要であると考えられる。

④ 調査の手法

何のための調査か、何のために個人情報を集める必要があるのか、といった統計調査の意義への疑問が多い。

また、訪問時間など調査員の対応や、調査票を封入して提出した後に電話で内容確認することへの反感を持つ意見が多いと感じる。

【5】市としての総括

越前市では、行財政改革に積極的に取り組んでおり、今回の統計調査業務の民間委託についても、経験を積む良い機会と試行的に取り組んだところである。しかしながら、民間委託をすることが目的ではなく、民間委託することによって住民サービスを損なうことなく経費削減が可能、もしくは民間を活用することにより自由により良いサービスが期待出来るものは積極的にという考えである。

今回は試行的に取り組んだが、指定統計調査についての市場開放や全面的民間委託については大きな課題があると認識しており、今後の参考にしていただくことを願いたい。

(1) 民間委託の評価

統計調査の品質についての評価は、統計局や、県、他の市区町村がどのように評価をされるのかに委ねることとしたいが、越前市の取組としては、相当程度の質が確保されたものと考えている。

今回は統計局の全面的な支援と、民間事業者が採算を度外視して品質の確保に大量の人員を投入したこと、市としても民間事業者に任せ切りにすることなく様々な支援・協力を講じたこと、また、市職員の審査が相当程度軽減されたという特殊な条件での成功と言える。

しかしながら、現制度の中では今後、業務全体を民間委託することは無理があり、継続は困難と考えている。

(2) 民間委託の課題

① 委託費用の問題

県外事業者にとって移動費や滞在費が大きな負担となっている。

測量調査業務や調査業務など、通常の委託業務では直接費に対して、諸経費率で積算しているが、現在の交付金算定の中では大部分が直接費である。

② 地元拠点に置く事業者が不在

統計調査業務では品質の確保が最も必要であり、事業者の能力がなければ結果的に行政の負担は増すと考えられる。経験のある事業者は都市部に限られており、地方の業務を受託する事業者が極めて少ない。

③ 調査員確保の問題

民間事業者の立場から考えると、指定統計調査を受託するために大量の調査員を雇用することは現実としては成り立たないと考えられる。市登録調査員は、行政への貢献、地域社会への参画でボランティア的な精神で行っている人が多く、今回参加した市登録調査員全員に市統計協会から「今後同様に民間事業者の調査委託が有った場合、募集に応じますか？」と口頭で聞いたところでは、収入を中心に考えている2～3名以外は、やらないと答えている。

④ 事業者の育成

地方で、こうした統計調査業務を受託する企業を増やすためには、事業者の育成という観点で、長い目で見える必要がある。事業者が育つまでは、却って市の負担や費用が増す覚悟がないと困難ではないかと感じている。また、市場規模が極めて小さいため、広域発注による市場の拡大や、長期継続契約などの工夫が必要ではないかと考える。

(3) 行政の役割

事業後の調査客体アンケートや調査員アンケート等を通じ、行政に対する不満や個人情報保護意識から、統計調査の必要性や手法に対する疑問が示されており、広報のみならず苦情対応など、行政の説明責任を果たす上でも責任は重いと感じている。

住民の信頼を得て、統計調査への協力意識や理解を深めるためには、行政としての不断の努力が重要と考える。

(4) 今後の方向性

越前市の結論としては、民間開放ではなく、行政と民間事業者がお互いの強みを活かし、弱みを補完しながら、共同作業で統計調査に取り組む部分的な民間委託を模索していきたいと考えている。

【6】今後の統計調査についての具体的な提案

1. 調査区要図のデジタル化作成

調査区要図の作成については、調査員の負荷も高く、市においても事前の調査区の住宅地図を調査員毎に作成する手間は非常に大きなものがある。総務省は、統合型GISの推進を図っているが、越前市でも統合型GISの構築を進めており、これらの資産を統計調査に利用することで、相当な事務の軽減を図れることから統合型GISを活用した改善策を提案したい。

2. 調査員確保対策

今回、越前市が民間委託することに伴い、民間事業者の調査員が不足していることから、市登録調査員からリクルートしたこともあるが、1調査員1調査区の原則をなくし、1調査員がほとんど2調査区（3調査区をした人もあり）を担当した。どの調査員も2調査区を担当したことについて、適当な事務と回答している。なお、調査区要図の作成に関してデジタル化するなど、調査員負担の軽減も図ったことも見逃せない。

どの市町村も、統計調査員の高齢化や人材不足に悩んでおり、結果的に質の良くない調査票のリカバリーに市町村職員が多くの労力を割いている実態があるのではないかと考える。

市としては、経験や意欲のある調査員の活用等を通じての質の向上に資するような方策を模索していきたい。

3. 民間事業者の今後の活用法

民間へ業務の丸投げは費用増大を招き、市職員でないとうまく対応できない地域の特性もあり、市と事業者が協力して実施しないと統計調査事務の合理化や質の確保が難しい面が明らかになった。

しかし、民間事業者の持つノウハウ、例えば緊急・トラブル時の体制の作り方や調査票回収過程の記録等を通じた品質保持のためのマネジメント能力など、見習う点も非常に多かった。

今後は、例えば民間事業者の現地の熟練した調査員をスーパーバイザーとして派遣してもらうなど、調査業務の一部に参画してもらうようなことは非常に有効と考えられる。また、優れた事業者をコンサルティングとして市の行う統計調査業務の改善についての提案や支援を受ける考え方もあるのではないかと考える。

4. 市町村の役割

今回の民間委託を通じて、市をある程度前面に出すというような条件下で実施する場合、市民には民間事業者に対し必ずしも拒否感は多くないと推測できることが確認されたが、一方で市町村に安心感を感じる市民が少なからず存在すること、また民間事業者では担えない市町村職員の能力・役割もあることが確認された。市民から統計調査に協力を得やすい環境を構築するには、広報も大事であるが、やはり日頃身近に住民サービスを実施している市職員の責任・役割は大きいと思われる。

民間委託の他にも、小さな市町村では職員自らが調査業務を担う方が効率が良いとも考えられるので、調査員報酬と給与の関連を整理し、自治体の判断によって統計調査員による調査・職員による調査などをうまく組み合わせるような、柔軟な制度運用についての検討も必要なのではないかと考える。

5. 統計調査の手法

統計委員会等において、住民基本台帳や課税情報等行政側が保有している情報の利活用について論議がなされていると聞き及ぶ。

住民基本台帳や地図情報等から統計調査の事前情報を作成し、統計調査員には住民基本台帳に登録の無い住民についての補足調査や、住民基本台帳に登録はあっても調査当日には遠方に居住している人の情報などの確認により、統計調査の効率化と品質の向上を図れるよう統計手法の改革について積極的な取組を望みたい。

まちがいに
越前市



市章とそのいわれ



越前(ECHIGO)市の頭文字である「E」をモチーフにデザイン化しています。3つの大きく広がるようなラインは、かつて越前の国府が置かれて以来連綿と積み重ねられてきた歴史、伝統、文化そして豊かな自然を、また、越前市の将来像である「交流拠点都市」、「生活拠点都市」、「伝統文化都市」を表現しています。

1 土地									
越前市 (平18.10.1)		町定位置関係図による地目別面積 (平18.1.1)							
230.75		総面積		うち田		うち畑			
		13,066.5 ha		3,880.6 ha		549.2 ha			
町・丁・大字		うち宅地		うち山林		うち農野			
(平18.4.1)		1,205.5 ha		4,795.0 ha		113.5 ha			
2 世帯数と人口									
区分		世帯数		総人口		性別		人口密度	
平 2.10.1 (前期)		22,673		24,897		41,272		43,825	
平 7.10.1 (前期)		24,233		25,523		41,641		43,882	
平 12.10.1 (前期)		26,461		27,639		42,358		44,841	
平 17.10.1 (前期)		27,916		27,742		42,706		45,036	
平 18.10.1 (推計)		28,151		27,413		42,533		44,830	
年齢別		15歳以下		15歳～24歳		25歳～34歳		35歳～44歳	
18歳未満		14歳以下		14歳～24歳		24歳～34歳		34歳～44歳	
10歳未満		10歳以下		10歳～14歳		14歳～18歳		18歳～24歳	
人口		総人口		男		女		男/女	
17.10.1		13,142		6,511		15,045		10,924	
18.9.30		5,726		4,353		6,271		5,646	
18.9.30		3,410		4,558		5,774		5,272	
人口動態		出生		死亡		転入		転出	
17.10.1		750		815		2,972		3,245	
18.9.30		8.7		9.3		-		-	
3 事業所 (平18.10.1)									
区分		総数		長		国・地方公共団体			
事業所数		従業員数		事業所数		従業員数		事業所数	
総数		45,063		5,825		45,784		211	
建設業		17		37		27		1	
製造業		5		21		21		-	
建設業		694		4,682		694		-	
建設業		1,049		18,270		1,049		-	
建設業		14		407		?		336	
建設業		127		2,101		195		1,945	
建設業		2,332		11,487		2,332		11,287	
建設業		98		255		98		955	
建設業		106		360		106		258	
建設業		1,549		6,746		1,408		8,363	
建設業		39		287		-		59	
4 農業									
農家人口と世帯数(総農家)		農家世帯の就業状況(総農家)							
農家人口		15歳以上の世帯数		自営農業者の世帯数		自営農業者とその他の仕事に従事者		その他の仕事に従事者	
17.10.1		11,988		2,865		266		4,333	
18.9.30		5,848		1,107		532		3,067	
18.9.30		8,139		1,738		304		1,818	
15歳未満		1.0 ha		0.5 ha		1.0 ha		1.5 ha	
15歳～24歳		1.0 ha		1.0 ha		1.0 ha		2.0 ha	
25歳～34歳		1.0 ha		1.0 ha		1.0 ha		2.0 ha	
35歳～44歳		1.0 ha		1.0 ha		1.0 ha		2.0 ha	
45歳～54歳		1.0 ha		1.0 ha		1.0 ha		2.0 ha	
55歳以上		1.0 ha		1.0 ha		1.0 ha		2.0 ha	
17.10.1		2,943		587		1,222		581	
18.9.30		118		10		29		22	
18.9.30		518		50		174		142	
18.9.30		2,208		527		1,018		527	
耕作面積		ha		ha		ha		ha	
17.9.15		3,811		3,720		174		14	
18.9.30		3		4		4		-	
18.9.30		127		150		3,115		47,280	
17年度生産量・出荷量		13,800 t		8,724 t		-		-	
5 林業									
区分		総面積		天然林		人工林		林産物の生産額	
平 2.10.1		14,183 ha		天然林		人工林		2,527 千円	
平 7.10.1		7,748 ha		天然林		人工林		2,527 千円	
平 12.10.1		12 ha		天然林		人工林		2,527 千円	
平 17.10.1		12 ha		天然林		人工林		2,527 千円	
平 18.10.1		12 ha		天然林		人工林		2,527 千円	
林産物の生産額		ha		ha		ha		ha	
17年度		12 ha		12 ha		12 ha		12 ha	
18年度		12 ha		12 ha		12 ha		12 ha	
19年度		12 ha		12 ha		12 ha		12 ha	
6 漁業									
区分		総漁獲量		水産物の生産額		水産物の出荷額		水産物の消費額	
平 18.10.1		326 kg		25 万円		25 万円		25 万円	
平 18.10.1		326 kg		25 万円		25 万円		25 万円	
平 18.10.1		326 kg		25 万円		25 万円		25 万円	
平 18.10.1		326 kg		25 万円		25 万円		25 万円	
平 18.10.1		326 kg		25 万円		25 万円		25 万円	
7 商業									
区分		総数		従業員数		年間販売額			
平 18.10.1		1,807		7,207		18,326,793			
平 18.10.1		402		2,252		10,016,728			
平 18.10.1		1,216		5,955		8,309,060			
平 18.10.1		5		258		730,473			
平 18.10.1		213		875		629,051			
平 18.10.1		378		1,790		2,231,223			
平 18.10.1		88		835		1,575,093			
平 18.10.1		159		847		1,826,712			
平 18.10.1		254		1,847		2,345,104			
8 住宅									
区分		総戸数		17年度の増減		17年度末の戸数			
平 18.10.1		28,128 戸		410 戸		28,538 戸			
平 18.10.1		28,128 戸		410 戸		28,538 戸			
平 18.10.1		28,128 戸		410 戸		28,538 戸			
平 18.10.1		28,128 戸		410 戸		28,538 戸			
平 18.10.1		28,128 戸		410 戸		28,538 戸			
9 議員・職員									
区分		議員数		職員数		議員数		職員数	
平 18.10.1		24 人		32,041 人		34,752 人		73.05 %	
平 18.10.1		24 人		32,041 人		34,752 人		73.05 %	
平 18.10.1		24 人		32,041 人		34,752 人		73.05 %	
平 18.10.1		24 人		32,041 人		34,752 人		73.05 %	
平 18.10.1		24 人		32,041 人		34,752 人		73.05 %	

位置および地勢 越前市は、福井県のほぼ中央に位置し、市の中央を北陸自動車道と国道8号が縦断し、関西・中央圏などの主要都市や福井市・敦賀市など周辺都市との交通の要衝となっています。

また、両路線に交差するように国道417号や県道、主要地方道が横断しています。地形は、東部の越前中央山脈、西部の丹生山地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山など、400～700メートル級の山々に囲まれ、武生盆地を作っています。武生盆地の中央を、兼内三大河川のひとつ日野川が南北に貫流し、九頭竜川と名を変えて日本海に注いでいます。旧今立町内に流れる五つの川は、般若川に合流した後、福井市内で日野川に合流しています。

(〒915-8530)
越前市府中一丁目13番7号
(0778) 22-3000

JR北陸本線武生駅 下車100m

ホームページ <http://www.city.echizen.lg.jp/index.jp>

10 工業 (平 17.12.31)				15 労働			
産業分類	事業所数	従業者数	年間製造品出荷額等	区分	総数	男	女
総計	473	14,415	40,548,913	総数	44,339	24,629	19,710
鉄鋼業	39	949	1,022,909	第3次産業	23,828	11,494	12,432
非鉄金属業	3	13	22,599	電気・ガス・水道業	184	140	24
化学工業	69	316	1,030,940	情報通信業	385	207	118
繊維業	80	1,511	1,818,395	運送業	1,498	1,180	319
木材業	27	249	264,294	卸売・小売業	7,026	3,287	3,739
家具業	17	244	423,859	金融・保険業	815	338	477
パルプ・紙業	61	352	1,243,857	不動産業	170	97	73
印刷業	16	144	165,655	飲食店・宿泊業	1,577	817	960
化学工業	5	332	1,404,033	医療・福祉	3,441	593	2,873
石油・石炭業	2	11	X	教育・学習支援業	1,615	843	967
プラスチック業	27	1,011	2,108,260	複合サービス事業	574	339	185
ゴム・皮革業	1	85	X	サービス業	5,433	2,151	2,272
窯業・土石業	-	-	-	公務	1,237	812	425
窯業・土石業	573	1,398,089	1,398,089	分類不詳の産業	277	149	131
鉄鋼業	3	61	121,428				
非鉄金属業	6	390	2,193,403				
化学工業	26	253	466,722				
繊維業	19	328	464,778				
木材業	22	1,149	6,199,680				
家具業	4	300	1,056,893				
パルプ・紙業	5	3,231	10,837,567				
印刷業	1	1,524	X				
化学工業	3	268	230,357				
石油・石炭業	11	108	199,110				
工業用水量 (従業者20人以上の事業所)				106,786 m ³ /日			

11 上・下水道			
水道供給人口 (平 18.4.31)	上水道	簡易水道	下水処理人口 (平 18.4.31)
	79,447	4,507	37,945

12 交通・通信			
道路	延長	加道	市町村道
(平 18.4.1)	891.8 km	27.8 km	149.3 km
自動車台数 (平 18.4.31)	8,128	11,741	21,260
通信	総数	普通局	特定局
(平 18.4.31)	24	1	20

13 税・財政			
普通会計	総額	市町村民税	固定資産税
17年度	13,204,836 千円	5,494,088 千円	6,823,084 千円
固定額	1人当たり 9負担額 155.056 円	1人当たり 9負担額 80.818 円	1人当たり 9負担額 75.484 円

14 文化 (平 18.3.31)			
図書館	図書数	公民館	公民館
公民館数	3 (72,341)	18	85
宗教法人数	231	2	170

15 労働			
産業別	従業者数	男	女
第3次産業	23,828	11,494	12,432
第1次産業	1,513	997	518
第2次産業	18,823	11,992	6,831

16 社会福祉 (平 18.4.1)			
区分	施設数	収容定員	利用者数
生活保護施設	-	-	2,540 人
老人福祉施設	7	389	-
母子福祉施設	-	-	-

17 教育 (平 18.5.1)			
区分	学校数	教員数	学生・生徒・児童数
小学校	17	315	5,403
中学校	7	192	2,701
高等学校	4	216	2,792

18 衛生			
医療関係施設	医師	歯科医師	薬剤師
17年度	107	34	38

19 警察・消防 (平 18.4.1)			
警察署数	交番・駐在所	消防団数	消防員数
2	14	273	467